

参議院通商産業委員会會議録第六十一号

昭和二十七年七月八日(火曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 結城 安次君

委員

古池 信三君
山本 米治君
加藤 正人君
吉田 法晴君
小林 孝平君
境野 清雄君
西田 隆男君
石川 清一君

委員外議員

清澤 俊英君
高橋龍太郎君

政府委員

通商産業大臣 西村健次郎君
法務府法制局長 見第三局長

通商産業 政務次官 本間 俊一君
資源庁炭政局長 中島 征帆君
資源庁開採局長 長兼第二課長 大山 隆君

事務局側

常任委員 林 誠一君
会専門員 山本友太郎君
常任委員 会専門員 谷垣 專一君

説明員

農林省農地 局管理部長 谷垣 專一君

本日の會議に付した事件

臨時石炭鉱害復旧法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中七郎君) 只今より通商産業委員会を開きます。

○小林孝平君 七十七條の關係でございまして、この灌漑排水施設の維持管理の義務は、原案では賠償義務者が負担することになっておつたのを修正されまして、事業団に負担させるようになったわけですが、私は事業団に責任を持たせまして負担せざることは不適当ではないかと思つております。それは事業団は十年で解散する、こういうことはつきりわかつておるのでありますから、そういうものは責任觀念も割合に稀薄でもありますが、現に十年で解散したあとはどうなるか、こういうような問題もありませんか、原案のように賠償義務者が負担するといふほうが正しいのではないかと、こう思つております。この点はどうか、どう思ふ方がございまして、本来から言へば、こういう灌漑排水施設の維持管理は、それを直接農地に使う、その農地を管理する者がこれを行うのが一番適當なわけでありまして、特にこの排水施設を維持管理する費用は将来のことも考えまして、一時金を以て維持管理費を支払ふことになつておりましたので、従つて維持管理の責任を引受けまして、誰もそれによつて特別の負担はかからない、こういう考え方で行われるわけでありまして、従つて本来は農

民乃至はその組合が維持管理の義務に當るといふのが最も適切であるといふふうに考へておりましたところ、何らかの事情で被害者側でこれを引受けなければならない場合にどこに持つて行くかといふことが問題になるわけでありまして、この場合に復旧事業団或いは鉱業権者或いはその他の市町村といったような、それ／＼違つた維持管理の責任者を想定できるわけでありまして、この場合におきまして復旧事業団等の機関がない従来の場合におきましては、無論鉱業権者がこれを引受けてやつておるわけでありまして、ところが鉱業権者が引受けるといふ義務をここに書きましますといふことにつきましては、理論的に申しまして、一応復旧工事が完了し、諸般の訴訟手続も終り、排水施設の引渡も終つたといふときにおきまして、鉱業権者の賠償義務がここで逃れるといふことになつておりますので、これに更に追かけて最終的にこの施設を引受けなければならぬといふような義務を課することがどうかといふ議論もあるわけでありまして、同時に当初の政府原案の場合におきましては、この場合において農民乃至は被害者がそういうものを引受けなければならぬ最終的な義務を負わせるもの、これもむづかしい。やはり行為は元々鉱業権者が持つておるんだから、鉱業権者に持つて来るべきだといふ議論から鉱業権者に引受けなければいんじやないかといふ議論も當然あつたわけでございます。そのときの意見としまして

ては、事業団が一定の期間後には消滅するといふよりも、むしろ事業団そのものの性格から言ふならば、こういうふうな経済事業的なものを引受けるとは、その本質に反するといふふうな、むしろどちらかと申しますと、大蔵當局のほうの意見でそれは事業団は適當でないといふふうなことになつております。ところが衆議院におきましての修正によりまして、これは事業団に持つて行つたわけでありまして、現在におきまして私どもが考えますに、鉱業権者に置くべきか、或いは事業団に一長一短あるのでありまして、鉱業権者は元々その鉱害が自分の責任により生じたものでありますから、最後までそういうふうな責任を感じるといふことは、これは一応の道義上の關係はあつては、或る年月の間におきましては破損もいたしまして、又鉱業権が消滅してしまふ。或いは鉱山のすべてを掘り盡して廃止するといふようなこともありまして、永久なる灌漑排水施設の維持管理に必要得るかといふことにつきましては、基金のある事業団と比べて必らずしも安定はしてない、逆に事業団を考えたならば、事業団は本来はかの事業を経営するようなものではなくて、鉱害復旧のための法人でありますので、その意味におきましては相當忠実に国家的な見地から仕事を進行、従つて若しこういうような施設の維持管理の義務が負わせられ

た場合におきましては、これは當然誠意を以て行ふべき性格を持つておるのであります。而も十年後におきまして、この法律が廃止された場合には事業団そのものも消滅するわけでありまして、無論その時期におきましますけれども、無期その時期におきまして法律の延期でありますとか、或いは事業団の形の変つた機關を作るといふことも考えられまして、又そのときにおきましては、当然事業団として、仮に十年の義務を引受けるとすれば、十年の費用を一時払いでもらつておるわけでありまして、自分で保有しておるわけでありまして、それに相當する資産があるわけでございます。従つて仮に事業団が解散するといふことになりまして、その資産を運用すれば維持管理費用は出るという建前になつておりますので、新しい法人を作るなり、何なりして、それを移譲することによつてその仕事は継続できる。仮にその仕事はかの多少国家的な運営から遠い鉱業権者等に譲渡されたような場合におきましては、折角将来永久に維持管理費用を出し得る程度の資産を初め受けまして、それがどこかわけがわからなくなつて何も残らないといふことも考えられますが、事業団につきましても、さような点は心配ございまして、将来のこととも考えまして、事業団にしておくことがむしろ安全だといふふうに私は考へておりました。特に十年経過後の措置といひましては、少なくともこの法律そのものが更に延長いたしません限りは、こういうふうな仕事を事業団

的な別の法人なり、何なりかが当然そこ
に生れて来るべきものである、先ず
そういうふうに行かなくてはなら
んと我々は考へております。事業団
が十年間の事業でかなり成績を上げ
れば、やはりそういうものも当然認め
られるべきだと思いますし、又成立も
おのずから容認できると思つたのであり
まして、従つて十年経過後におきま
す灌漑排水施設の維持管理の責任が行
方不明になるというようなことは現在
のところは我々は考へてはおらないの
であります。大体こういうふうに考へ
ております。

○小林孝平君 七十八條の關係で復旧
不適地の処理の問題ですが、この復旧
不適地について金額を支払う際に、今
度の修正案で、農林大臣はその復旧不
適地について支払うべき金額を定めよ
うとするときは、あらかじめ当該復旧
不適地の所在地の市町村長の意見を聞
かなければならない、こういうように
修正されたのでありますけれども、こ
の市町村長の意見を聞くということ
は、これはまあ當然でありますので一
つの進歩だと思ひますけれども、それ
と同時に實際直接の利害關係のある所
有者の同意を要するということは、私
は当然じゃないかと、こう思つたので
あります。それでこういう修正がされる
ならば、同時にこれは所有者の同意も
要するということに修正されるほうが
當然だと思つたのであります。この点
はどういうふうにお考えでありますか。

ようにいたしますという、被害者な
り或いは市町村長の極めて、強硬な意
思のあつた場合には、公平な見地から
判断いたしまして、これは復旧に適し
ないというふうに考へられまして、
そういうふうに主張することはできな
くなるわけでありまして、最終的に
その決定を被害者或いは市町村長の意
見というものに完全にかからせるとい
うことにつきましては適當でないと思
ひます。この場合におきましては意見
を徴するということになつておりまし
て、その対象が市町村長だけになつて
おるといふ点につきましては、更にこ
の当事者たる被害者の意見も当然聞か
るべきだといふ御意見は十分了解でき
るわけでございますが、この場合にお
きまして、勿論市町村長だけの意見
ではなくて、やはり問題になつており
ます農地に対する金額を定める場合に
は、当然に当事者の意見も徴するわけ
でありまして、それに併せて市町村長
の意見を聞くというのが實際であらう
と思つたのであります。ただ逆に当事者
たる被害者の意見も徴して、市町村
長の意見を聞かないというようにな
りますと、農林大臣が公平なる第三者
的な立場から判定するとは言へ、や
はりそこにもう一つ被害者と違つた第
三者的な立場としての市町村長の意見
を徴するといふほうがいいんじゃないか
というふうな意見も当然出て来るわけ
であります。それを逆に、できるだけ
公平な決定をするために市町村長の意
見を聞く、併せて被害者の意見を徴す
ることは、ここで排除してありませ
んで、實際問題といたしましては、そ
ういふふうにするべきだと思ひます。そ
こに被害者の意見を徴するということ

を特に書きますという、被害者が非
常に数が多い場合に一々全部の意見を
徴さなければならぬ義務が生じますの
で、そういう点も實際問題としての煩
瑣な手続を避けるために、市町村長
だけにこれは限られたものだというよ
うに了解しております。實際の運営に
つきましては、大田市町村長並びに被
害者双方の意見も十分伺つてきめると
いうことにつきましては、恐らく農林
省としてもそういうふうに考へてお
ると思ひます。

○小林孝平君 被害者の意見を聞いて
おれば、頭強に主張する際にはできな
いからと、こう言われましても、
頭強に主張するような場合は、實際困
る場合で主張してあるのですから、そ
ういふものを一方的に所有者或いは被
害者の意思を無視するということとは、
私は憲法の所有権の侵害であらうと思
はるものであります。又そういうこと
は實際問題の解決にはいろいろの紛争
を残す、役に立たない、こういうよう
に思ふのですけれども、その点は如何
ですか。

○政府委員(中島征帆君) 被害者が正
当な権利を主張する場合には、勿論
当然にこれは傾聴すべきかと思ひま
す。ただ現在不毛地或いは非常に大き
な減収につきましても耕作を行わな
い、而も相当な年々の賠償費をもらつ
ておられます、もうその賠償費のみ
で、ほかで働かないでも十分やつて行
けるというふうなケースもあり得るわ
けであります。そういうふうな
で、現在少し多額にもらい過ぎてお
るために、これは被害者と飲業権者との
対々の交渉でそういう事実が出て来る
わけでありまして、それを今度は第三

者の立場から判断いたします場合に、
違つた金額が出て来るということにな
るといふと、被害者としては現状より
悪くなるという意味で、公平な立場と
いふものを離れて主張することもあり
得るわけでありまして、又場合により
しては、復旧不適地として残してお
いて、年々賠償費をもらつたほうが、復
旧して耕作に耐え得る土地となり、更
に自分の能力と地力を併せて収穫を上
げなければならぬという努力が望まし
くないという場合におきましては、被
害者が逆に復旧を望まなくてもあり得
るわけでありまして、そういうような
情勢を排除し、又不当な要求をする場
合におきましては、やはり最終的には
第三者の判断に委ねるのが最も適當だ
というふうな相成るうかと考へており
ます。従ひまして被害者の意見とい
ふものを最終的に決定的なものとする
ということとは、少し行き過ぎではな
いだろうかと思ひます。

○小林孝平君 もう一つお伺ひいた
いのは、これは実は農林省にお伺ひした
のですが、この法案全体を流れる空
気、精神を見ますと、例えば五十一條
の納付金の額の決定の方法、私はこれ
はこの前もこれに対する資料をお願い
したのでありますけれども、まだ出てお
りませんけれども、私はこの納付金の額
の決定方法というのは、非常に現状から
見ますと少な過ぎる、こういうふう
に考へるのであります。又七十五條の補
償打切り、三年で打切りになる、こ
ういふ点、或いは本日お尋ねいたしま
した七十七條の灌漑排水施設の引渡しの
問題、或いは只今お尋ねいたしました
七十八條の復旧不適地の処理の問題

で、何ら所有者或いは被害者の意見を
徴することなく一方的に決定する、こ
ういふような点、今挙げました点だけ
を考へましても、私はこの法律は非常
に實際の耕作者、被害者の利益を守る
よりも、飲業権者の利益を擁護するほ
うに重点が置かれておるようである
のであります。そこで法案の第一條を
見ますと、「この法律は、国土の有効
な利用及び保全並びに民生の安定を
図り、あわせて石炭飲業及び亜炭飲業の
健全な発達に資するため」と云々と、こ
うありますけれども、どうも全体の
法案の精神がこの目的に副つていな
いように私は考へるのであります。尤
もらしくいふに書いてあります
けれども、「あわせて」以下のほうに重
点が置かれておる、こういうふう
に思ふのですが、どういふふうにお考へ
ですか。

○政府委員(中島征帆君) 被害者の意
思は、七十八條につきましては先ほど
申し上げました通り、入つております。
それから全般的に申しますと、實際計
画を作る場合に、第五十六條の三項に
ございまして、第五十六條の三項に
ございまして、一応被害者の意見とい
うものは実施計画の中に入つて來得るよ
うなことになるわけでありま
す。それから納付金の決定その他につ
きまして、飲業権者に少し片寄り過
ぎておるような決定の方法だといふ話
であります。この決定方法等につ
きましては、飲業権者の経営状況等とい
うようなことから全然離れまして、そ
の土地の一般的な収獲率、更にそれに
基く収獲率といふようなものから一定
基準の収益を出しまして、それを一般

の金利で還元いたしました金額を賠償金額の内輪の限度にするというふうな考え方をとつておられるわけでありまして、つまり鉄業権者もこの算定につきましては特別のその意思を入れる余地はない、又被害者といひましたも、実際の収入、収獲等が基礎になるわけでありまして、そこに主観的なことが入り得る余地がないのでありまして、結局これは客観的な基準に基づいて、こういうふうな数字の決定をするというふうになるわけでありまして、見方は、その土地におきます米収がどの程度あるかというその見方等につきましては、これはいろいろ見方によりまして多少の数字上の問題はあろうかと思ひますけれども、それは結局客観的に決定すべきものでありまして、利害の対立を調節するというような性質のものではないと思ひます。ほかの点につきましても、大体そういうふうな客観的な基準から賠償費或いは納付金というものをきめることになつておりまして、特に鉄業権者に有利であるとは私も考えられないと思ひます。

○小林孝平君 今の納付金の額の決定などの算出方法は当然それでいいのですけれども、そこに使う資料で、さういふ資料を使うかという点によつて違ふのであります。これはまあ資料を請求したのですけれども、まだお出しになつておらんのです。又お出しになつても、それは一方的に都合のいいような御説明をどうせなさいますから、私はどうも満足できないと思ひます。それで私たちが今いろいろの意見を聞いたり考えたりしまして、その額の決定が余り正当じやない、それで鉄業権者に有利で片方に不利だ、

○政府委員(中島征帆君) 資料のとり方につきましては、まあこれは農林省とも十分打合せまして、意見の一致を見た上でやらなければならぬと思ひます。それから納付金の額をどうするかという点よりも、問題はむしろ復旧工事費の限度をどうするかというところにあると思ひます。現在では例へば反当り十四万円というものを復旧費の限度とし、それ以上のものは経済効果の少ないものとして復旧に適しないというふうな原則的な一応取扱をすることになつておりますが、その前提で行けば、仮に納付金か或る計算方法で捉えたために少くなつた場合には、

その差額は国費で当然埋める、従つて初めの予定が国費として五割の予定であつた、ところがその後公正な計算をしてみたところが、納付金が足りないために六割或いは七割という場合には、当然大蔵省でその穴埋めをするべきものだと思ひます。又大蔵省も原則的にそういう了解をしておると思ひます。ですから復旧される程度が多いか少ないかということ、むしろ現在考えておられます十四万というものが、それでは全体の復旧は極めて進まないということになるかどうかという点でありまして、この点は十四万でいいか、十五万でいいかということにつきましまして、我々は現在行われております農林省の基準を一応とつておるわけでありまして、それが仮にそれで不足だということになりますなら、又改めてそれを引上げることにによりまして、その差額を更に国庫に請求するということになるかと思ひますが、直接に納付金の多寡によつて復旧事業そのものが多くなつたり、少くなつたりするということにはならないだらうと思ひます。

○小林孝平君 今工事費が余計になれば国庫の補助を余計にする、こういうふうなお話で、大蔵省も大体そういうふうな了解をしておられるとお話でございまして、それでは私間違ひないやないかと思ひます。この間主計局長がここで答弁したのも、大体一般の公共事業費と同じに半額の補助をする、だから十四万円ならその半分、こういうことになるような話だつたのです。だから工事費が余計にかかれば、その余計にかつただけ国が補助するということには、只今のところでは大蔵省は了解してないのじやないですか。

○政府委員(中島征帆君) その点は実は初めは例へば復旧費の五割とか、六割とかいうものを国から補助してくれというふうな交渉をしておつたわけでありまして、大蔵省の事務当局の考え方としてこの場合は鉄業権者は鉄業法上出すべきものを全部出せ、それで不足する場合においてその工事が別の見地から復旧すべき場合においては不足分は出してやろう、従つて補助率等は個々の工事によつて差支ない。又さうあるべきだという考え方をとつておるわけでありまして、従つて一応の目安として現在のところは五割くらいの平均的な補助になるけれども、個々のケースをとれば六割もあれば七割もあるというふうなことになるわけでありまして、必ずしも五割というところになくとも事務当局のほうはこだわつていないと私は確信しております。

○委員(中島征帆君) 委員外議員清澤君から質疑の申出がありますが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(中島征帆君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(清澤俊英君) いろいろ質問申し上げたことはたくさんありますが、体の調子も悪いので、ほかのことも質問になるだらうと思ひ箇所が多いためです。ただ一つ質しておきたいことは、効用回復と原状回復というものの区別ですね、これを先ずお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 効用回復と原状回復との区分は、原状回復と申しまゝすると、鉄害を受ける前の状況に完全に戻す、従つてそれは單に土地の高さだけでなくて、地味その他もすべて完全に以前の状況に戻すということでありまして、その場合は効用は前と同じように回復しておるということになると思ひます。それから効用回復の場合に原状回復と違ふケースをとりまゝと、従来例へば反当り七俵とつておつた。それでその七俵をとれるようにすればよろしいというものが効用回復の狙いでありまして、従つてその七俵を確保するために工事そのものの、最後の完了した工事の姿というものは、前の土地の姿とは違ふけれども、そこに効用そのものを生み出すために、或いは排水施設でありまゝとか、土壌そのものでありまゝとかというものを十分考慮いたしまして、結局形は違ふけれども、そこから上る収益というものは従来と同じようなものが上るというふうになるのが効用回復の狙いでありまして、形の上とそれから實際的なものとを違ひがあらうわけでありまして。

○委員外議員(清澤俊英君) そこで只今特別鉄害法によつて施行せられております工事の仕方と、これからこの法律によつて行われます工事の施行の大体の仕方は、効用回復というふうなものと一つのものになりますかどうかが。

○政府委員(中島征帆君) 大体只今特別工事で行つておられますと同じような行き方で行われると思ひます。

○委員外議員(清澤俊英君) そこで先般私も現地を視察して参りました結果として、今行なつておる効用回復による工事の仕方ですと、一番下にはボタを敷いて、その上に山から取りました附近の岩石に類するような、

非常に耕作に無理な土壌をまあ二尺くらいも入れる、それくらいの程度でこれを行なつておるのでありますが、これらを見る／＼な面から調べて見ましても、農民自身の証言等を中心にして聞いて見ましても、到底五年や三年で効用回復ができないことが明瞭に現実になつてゐるのでありますが、この点はお認めになるのですか、どうですか。

○政府委員(中島征帆君) 特別鉅害の場合におきましても、勿論完全な効用を回復するような工事をするというのが本旨でありまして、その目的でやつてゐるはずでありますけれども、実際問題といたしまして、恐らく今お話のような例もあろうかと思ひます。で、そういうことは従来の特別鉅害の経験によりまして、今後はできるだけそういうふうな中途半端な効用回復で行わないような工事をすべきだと思ひますが、特に特別鉅害の場合におきましては、そういう工事をいたしまして、効用が十分回復しない場合におきましては、加害鉅業者というものは、効用回復の限度において損害賠償の責任を免がれることになつておまして、その残りの部分についてはなお責任を持つております。今回の法律に基きますものは、工事が終わりますれば全責任は免がれますけれども、効用回復の十分な分におきまして補助金を出さうというところで埋め合はれておるわけでありまして、そういう関係になつておりますので、実際の工事のやり方といたしましては、前の場合と違つて、今度もう少し慎重に実際の従来の経験から十分考慮いたしまして、初めの効用が十分回復できるような、親切な工事を

をするようにしなければならんと思つております。

○委員外議員(清澤俊英君) 今の特別鉅害の工事のやり方が、効用回復のやり方が少し無理であつた。従つてこれからの工事はそういう点を配慮して、もつと効用回復の効果的なものを行く、こういうお話であります。が、事実あの附近の地質を大体聞いて見ますと、大体どこも同じようでありまして、従つて大量な土壌を埋め立てますには、土壌自身がないところもあるのであります。結局は今やつておる方法が一番最善を盡した方法でないかと思はれる節が非常に多い。こういうことになりまして、私のお伺ひしたいことは、そういう状態であるとするならば、到底二年や三年で効用回復という主眼に立つて水田を仮に考へて見ましても、水田にいたしましては、先ず土壌を作つてから、その土壌が三年目ぐらいでなければできない。畑地で三年目ぐらいで漸く土壌化せられるが、然るにこの七十五條によりまして、それで一応三カ年を以て打ち切つた計算で行くという鉅業法から推された考え方、そのあとが縛られる、こういうことになりまして、これは決して農村におきましますところの、効用回復費で原形にまで行かなくても、せめて耕作面における収穫が元通りになる。或いは元通りに近くなるというところを狙うものと非常にかけ離れると同時に、そこまで行かないで打ち切つて、こういうことになりまして、残りましたものは、結局効用のない土地で以て事が済んでしまふ、こういう結果になります。が、私は非常な、この点に對しましては、七十五條というものは無理を來たして、これは全農民がこの法案に對しまして徹底的な反對を稱へますことは當然だと思ふ。直らん、現に直らない、五カ年見てもまだ畑地にもならない。そこに持つて来て下はボタ、これを水をかけて水田化しようとして、二、三年見ますれば相當の量は地下に潜つてしまふ。五寸か三寸しか残らない。上土で以て、これで水田を作ろうといつても無理な話であります。こういう実情で以てすべてを打ち切ろうとする。三年という打ち切り計算を与えられますと、これは實際農村を回復することではなくして、私は結局それは鉅業者の懐の安定を來たすものであつて、農村の安定を來たすものではないと思ひます。私はこの点をばつきり聞きたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) その点は多少誤解があるにせよ、その点は多いと思ふのでありますが、三年経過したときに打ち切るといふことになつておるすけれども、これは工事完了後三年間は再検査もできるということになつておまして、そこで仮に最初に検査をいたしましたときに、その農地が効用回復するまでは五年かかる。その五年分の収穫減収分を打ち補償で一応出すわけでありまして、その後一、二年或いは三年耕してゐるうちに、到底五年で七カ年回復できない。全体的にこれは更に七年かかる、十年かかるというふうな見通しが付けば、更に五年、七年との差額、十年というものの差額というものをそれにプラスして補償する、補助金を払うということになるわけでありまして、従つて減収の補助というものを三年間で打ち切るといふ趣旨

ではないのであります。ただ三年ということを限りましたのは、大體工事が終りまして三回、少くとも二回耕作をして収穫を上げて見ると、果してこの土地の生産力というものは現在どの程度まで来ており、それが何年すれば元へ戻るといふふうな見当が十分付くといふふうな、農民のほうの御意見でありますので、そこで實際にこの土地の生産力というものを見過すために三年間というものをいたしましたわけでありまして、三年の間見ておれば将来何年かかるかがわかる。はつきりそれが十年かかるという場合でありましたら、十年分の補償をするということでありまして、この三年ではまだ足らん、五年も六年もかけてその地味といふものの回復を見なければならんということでありましたら議論は別でありますけれども、二、三回収穫すればわかるという前提の下におきましては、これで十分農民の利益が保証されるということになると思ひます。

○委員外議員(清澤俊英君) 三年経過しまして一応補償金を概算して払つて、そのあとのまだ回復しない場合の損害は誰が払うのですか。

○政府委員(中島征帆君) これはすべて事業団であります。

○委員外議員(清澤俊英君) 事業団は十カ年という確か……、ちよつと法文を見ないであれですが、期限がある。或る工事が済んでしまふばあれた、少くともあの現状を見れば十年ぐらいでは効用回復は完全にはなり得ない。大體そういう見通しに農民は立つていて、非常に今中島局長の言われることと實際の運用とにこれはごまかしがある。事業団が出す、事業団に金がかか

つたときには出ません。

○政府委員(中島征帆君) 事業団が払います場合には、三年後に再検査しまして、何年かかるというその先の年度分に対しまして一括して一時払をするのであります。でありますから、仮に効用回復が十五年かかると判定いたしました場合には十五年分払う、年々払うわけではない、その経費は当然初めから予定いたしまして、事業団の納付金のうちから天引をいたしまして、そしてつて置くわけでありまして、それが当初予定いたしました額に比べて非常に足りないという場合におきましては、無論そのときにおきまして納付金の率を上げるとか、或いは国庫補助をやることによつて効用回復をするということでありまして。

○委員外議員(清澤俊英君) 私はそこに非常に無理があると思ひます。言われる通りに三カ年見て一応再検査する。効用が三年、早いときには一年見て、その作つたあとを見て予測して、何カ年間でこれが回復するということをやります、こゝ言われましますけれども、それはなか／＼予測などではできない。そこで打ち切つて計算してしまつて、あとはどうなるかわからんという建前をとられた効用回復などはあり得ないと思ふのであります。効用回復のしないうちに、まだこれから先の効用回復はどのくらい行きますか、こういうことを考へて行きますが、實際問題として耕作が、土質の非常によろしい、そういう災害を受けておらない非常に肥沃な土壌を以てやつておるという問題が出て來てゐるところに、それをただ簡単に三年かそこらを見まし

て、そうして而もそれが水田になるべきが、水田を以て効用回復とすべきものが水田にもならないで、土壌を風土化するためにまだ畑で使っている、それが五十年かかる、五十年かかっても本当の土壌になり得ないという場合には、果して十年で行くか十五年で行くかという問題は、これは何人も計算できないと思うのであります。或いはほんの一部、先に言われましたように、もうよからうと思つて水をかけて水田にして見ますと、土はだん／＼下に行つてしまつて赤土が出て来る、それで五十年も七十年もかかる、強酸性の土壌を加えたり、或いは岩石に近い土壌が入つて来たたりして、又埋め直しをしなければならぬ、こういうことをやらなければならぬ。実情のはつきりしているものについて七十五條で私はああいうふうにつきちんと定められたら、私は如何なる農民でも納得できない実情にあると思うのであります。

○政府委員(中島征帆君) これは初めはこういう工事をやればどのくらい回復するかということは実施計画でわかつております。そういう工事をやりまして完了すれば、およそその耕地はどの程度回復する、或いは完全に回復するまでに何年かかるかというところは、そのときにわかるのでありますから、というふうな御意見もありましたが、それを今少し余裕をとりまして三十九年間ということにしたわけでありまして、三年間の間見れば、これは十分その先の土地の見通しが立つという農林省のほうの御意見でありますので、少くとも私は現状におきましては三年で十分だと思ひます。併し万一実際の工事のやり方等におきまして、こういうよう

なことがまだ実際の土地を見究めるに十分だということには、そのときにおいて解決することでもできると思ひます。現在私の聞いております範圍内におきましては、三年間あれば十分だということでありまして一つ御了承を願ひます。

○委員外議員(清澤俊英君) どうもこれは、中島さんが現地に行つてあまりよく御調査になつておらんとするのですが、農林省々々と言われるけれども、あれだけの大工事をやりまして、大体熊本の農地局が何にもしない。それから第二番目には、土壌等の問題について大体において福岡県なら、たしか農林省の土壌試験所の出張所がある。そういうものに相談していかうか、こう聞いて見ますと、そういう御相談もない。それから農民に對しましては工事を始めますとき大体承諾書を出す、だからその承諾書に判をつきますときに、どういふふうな措置をどういふふうにするかということ、君ら知つていたか知つておらんか、こういうことを尋ねて見ますと、そこまでは気が付かなかつたので、そこは知らないで、いずれも判をつけて承諾書を出しました。こういうことを言つておられます。そうして見ますと、農林省が言うておる、こう言うておると言われまが、實際問題は、工事を進めて行きますには大事な土壌の使ひ方、或いはこの土壌で果して効用回復がどれくらいできるかできないかというふうなことに對しては、十分考慮を払われておらないということがはつきりしております。先般も中島局長にちよつと御質問申上げた通り、私が持つて参りました土壌を農林省の土壌課へ持つて行

つて、これを検査してもらつた。そのときの話では、一方は非常に強酸性である、一方は非常に粘土質である。二つの土を土壌化するためには、一つ一つその成分を調べてなければ土壌化する方法もないというのであります。強酸性のものは石灰を入れればよいというので、これを入れ過ぎれば一方の粘土質のものは固定してしまふ、凝結化してしまふ、だからこれだけでも非常に面倒な、どれだけのものが酸性の土壌があり、どれだけの分の粘土質のものがあるか、これに加える石灰質一つ入れるにも非常に面倒な方法をとらなければ、簡単にこれは強酸性だから石灰質を入れたらいいというものじやありません。こういうことを言うておられる。第二には、今各地に行かれております開拓地などに対しては、大体開拓地が普通の耕地として活用するまでは七年くらいかかるのが、大體正當な見方じやないか、こう言うておられる。立派な山土を開墾したところでも七年くらいはかかるだらう。こ

う言つておるのです。特別にひどい土を持つて来て三年ですぐこれを先を見つて、基礎が非常に無理なボタを持つて来て埋めたものに、その上に赤土の無理な土壌を持つて来て山土を上げまして、そうしてそれで三年ぐらゐで以てすぐ全部見境いを付けて、或いはその上でまあ一つこつとやつて見て、そこへ行つて悪ければこうするのだと言つておられますが、こうするということに對しましては、何ら法律にはない。一応三年でこういうことをするといいことが書いてある。三年目で工合が悪ければ、こういうふうにして、こうしてやるのだということは一つも書いてな

い。私はそう思うのであります。それじや私は納得ができません。○政府委員(中島正帆君) 三年後において仮に工事が十分であつた場合、不十分であつたと申しますのは、工事を契約通りやつておらなければこれは勿論いけません。工事を契約通りやつておつて、而も予期通りの効果が上つておらないという場合におきましては、この法律の建前といたしましては、更にもう一度補修工事をやるということは考へていないのであります。その代りに効用回復というものにつきまして、将来に亘つて補償金を出すというふうになつておりました。その点は建前上そういうふうな形でやる以外にはないものであります。實際工事をやります場合には、これは農地に關しましては農林省の予算、農林省系統の予算で、例へば多くの場合は土地改良計画というものと、工事をやるその工事計画を立てるものであります。むしろ被害者に近い団体なり或いは町村というものがその工事計画を作り、實際の工事に當るものでありますので、その工事の内容につきましては、最も適當な方法をとることになろうと思ひます。従つて特別被害の實際のやり方がそういうふうになつておりますから、私は現場のことは存じませんが、あとは損害賠償請求権の消滅といふ大きな点にかかつておりますので、工事自体の内容につきましても、十分慎重にやり、實際にできるようなことを狙つた工事計画が立てられるのではないかと申すのであります。實際にやる工事の責任者自体が、むしろ被害者側の立場によつて行かうというのであ

りますから、お話のような御心配は大分薄らぐんじやないかと思ひます。○委員外議員(清澤俊英君) これでやめますが、實際行つて見ますと、工事を施行して或いは監督は果がやつておるような話になつておりますが、果のほうは余り監督しておらない。野放し、こういう非難がある。そうして今言われましたが、一番私は問題とするところは、私も見て参りましたが、恐らく不誠意でないだらうと思う。一生懸命に手一杯の回復を考へて工事が行われておる。その上であれ以上できないものか、私はその形になるように持つて行つて、悪ければ何とか補償するということがこの法案にはつきりしてないのです。若しそういうことがこの法案にあるとしますなら、あとに一つ同僚もおることでありますから、そこで悪かつたらこうするということをはつきり訂正してもらふなかつたら、これは問題にならん。

○政府委員(中島征帆君) それはたびたび申上げます通り、再検査してなお不十分な場合には、その不十分なものにつきましても補償金を事業団が払うということになつております。

○委員外議員(清澤俊英君) 事業団が払うと言ひましたが、事業団は限られたる資本を以てやる、政府は又それに對して無限大に出すと言ひたい。限られたるその事業団が、これから先何年かわからんが、この被害に對して、事業団が払うというところはとんでもない間違ひなんです。事業団が資本を無限大に持つて、事業団が金を永久に持つていふなら話がわかるが、土地が五年先に直るか、十年先に直るか直らんかわ

からない、やつて見なければならぬ。そうして事業団が払うというその事業団は、限られた臨時の事業団で、一方石灰の加害者のほうは限られたものを出して、これは責任が済んでしまふ。政府のほうではあやふやな形をとつておる。これでは被害者の立場に立ちます農民が納得しないのは当然前じやないかと思ひます。私も体が悪いけれども、あなたがたにこの心情を訴えたいと思つて出て来ておる。そういうばかなことでは農民は納得しません。こんなあやふやなものを立てられて、先祖代々の土地を失つて、自分の耕地を失つてどこへ行つてルンペンしておるといふのが山ほどある。こういう実情を見て、こんなだらしないことを言つて誰が納得するものか、私はそこをあなたはあなたがたも今一度現地ぐらゐ見て来て、農民が納得するやうな気持ちになつたら、そういう気持ちになつたら訂正してくれなければ困る。あの工事は何人がやつてもそれ以上のはできません。できない。結果においてそういう現実の回復の上において無理がたふさん山積してある。その無理に対して、お前らが努力することに対してまだ足らんことはこうしてやるのだ。努力に対する補償金は望んでおられないのだから農民は何年かかるか知らないが、この山の酸性の非常に多い粘土質のこのわけのわからない土、而も石灰地帯のあの特殊な土壌を以てこれを耕土化する、その努力は尋常一様のものではないのです。これが失敗しよう、これがどうなるかと、そのものに対する補償というものは一つも考へてない。それを言わないうで、現実の土壌そのものが直るか直らん

か、その安定のできないものを預けて、三九年や五十年で打切つてしまふ不確定な事業団を以て、それで以て何とかしてくれろと、これは福岡の県は、農民はだらしがないと思ふ。私ら宮崎県の農民だつたらこんなことで納まるものじやない。

○政府委員(本間俊一君) 三年以内で工事が完了いたしましたから認定をいたしまして、そうして効用が十分回復されてないときには、事業団から補償されるという御承知のような規定になつておるわけですが、それが仮に工業を完了いたしましたから、期間を或いは七年間、八年間とかいうふうにとつておきますと、その間工事をした結果、工事をいたしましたあとにどれだけの収獲があつたかという場合に、何と申しますか、確定しない、むしろ期間のほうで長引いて行くんじゃないか。そういう関係をも考慮いたしまして、工事が終了しましたならば、三年ぐらゐやつて見ますれば、大体どの程度の収獲があるかということが見当が付くわけですから、そこで工事に對する認定をいたしまして、どうしても十分に効用が回復しないという場合は金銭賠償で、金で足りない部分に対する補償をして行く。こういうことになつておるわけですから、只今清澤さんの言われるように、仮に法文の上でそうなつておつても、事業団は補償する金を持つていないんだと言われるのですが、これは出し得るというふうには私どものほうでは考へておるわけですがね。

で見積つて打切るところに無理がある。不確定の土壌を預けられて、そこで仕事をしておつて、まあこちらであとはこうなると、これを十年分ぐらゐの見積りとか、五年分で見積つてこうやるとすれば、だからその見積りならでざるわけですが、それで金銭賠償で打切る。そこに問題がある。やつて見てもこれから先変な土壌になつて耕作ができるかできないかわからないもので以て検討して見るということに無理がある。

○政府委員(本間俊一君) 工事が終りましてから三年でどのくらいに効用を回復したかということを知るわけでございますけれども、回復しなかつた部分については金銭賠償がきまりますれば、その金銭賠償はずつと毎年払つて行く、こういう形になるわけですから、工事が完了いたしましたして、三年でどのくらいに効用が回復したかということを決意いたしましたして、そこで一時金のようなもので打切る、こういう意味ではないわけでございます。三年もやつて見れば大体見当が付くわけでございますから、そうすれば効用の回復しない部分については、その後毎年不足分に対して金銭賠償を払つて行く、こういうふうには私どものほうは考へておるわけでございますから、打切るといふところを何と申しますか、あとはもう全然一時金をやつて打切つてしまふという考へ方ではないわけでございます。何と申しますか、農民は実際に申しますれば、まあ金銭賠償なんてございませうけれども、三年間やつて見て、或いは向う三年間の賠償をするというのじやなくして、そこで工事が完了いたしましたから、三年

経てば大体どのくらいの収獲があるかということも決定いたすわけでありまして、そうすれば回復する効用の部分につきましては、その後やはり金銭で賠償して行く、こういう考へ方をいたしては行かぬわけでございます。

○石川清一君 私も今に關連して御質問したいのですが、七十五條の、最後には金銭賠償に持つて行く、而も金銭賠償の責任は事業団で、一括払いをする場合もあるし、毎年払う場合もある、こういうふうにお聞きしたのでありますが、賠償打切りの三年になりますか、後にになりますか、わかりませんが、最後の決定するとき、土地の効用回復がどの程度かということが私は問題になると思ふのです。この場合にや

は一つ一つの農業というものの必要経費を入れました、その上に純益が起きて来る。ところが必要経費が四〇％或いは五〇％かかつたけれども、必要経費の二〇％或いは三〇％しか収獲がなかつたという場合には、その土地の純益にまだ損失を加えなければいけません。このことが土地の効用回復の大きな問題なんです。

例を田にとりまして、まあ十俵とれて益はないわけなんです。三俵の場合は相当損失を起す。そういうような損失を受けるような原状回復で以て打切られた場合に、一時金を幾らもちつても、これは全然駄目だということ、せめて必要経費が五〇％かかるのであれば、六〇％くらい収入があれば、その後四〇％もあればいいのですが、効用回復五〇％に満たなかつた場合には、今までの金銭賠償をもちつておつたときよりも、もつと多くもらわな

ればいかにということになる。ところが清澤さんのお話を聞いてみると、その九州の土壌がどうだと、こう言う。先ずボタを入れまして粘土質と酸性の土を入れれば、きよくに回復しないだらうという見方を確定されているわけでありませう。最後にそれが農林省の強い土地改良の中に持込まれて、それが補償付けられるのか、更に逆に鉱業権者がこれを最後には負担するかと、ううと、それでもない、施行町村が背負うのだ、こういうところに私は納得し得ない農民の気持があると思ふ。

○政府委員(本間俊一君) お答えを申し上げたいと思ひますが、御指摘のありましたように、効用回復の基準と申しますか、それをどこへ引くかということとが確かに重要な問題になつて来ると思ふのであります。今御指摘のありましたように、仮にその土地が十俵の収獲があるというふうにならば基準を決定いたしますれば、工事を完了いたしました後三俵の収獲しかない、三年間実地やつて見た結果、そうすると残り

でありませう、そこで御指摘もありましたように、効用回復の基準をどの線に引くかということが非常に問題になるのじやないかと思ふのでございませうが、實際問題といたしましては、これは農林省のほうとも十分打合せをいたしまして、そうして効用回復の基準をこの地区のこの土地に對しては大体こういうふうにするといううなことを、本法が施行に相成りましてから決定をするわけでございます。御指摘のような点は十分含めまして、農林省のほうとも十分打合せをいたしまして

基準を決定したい、こういうふう
にまあ考えておるわけでございます。

○石川清一君 これはもう少しお話を
承わつておきたいのですが、只今のま
あお話は一応儀礼的な答弁としては了
承するんです。併しながら土地の生産
性と土地の上に立つて農業を営むもの
の労働の生産性というものが、一つの
社会的な地位と生活をするためにはど
れだけ必要かということが一応九州地
帯の農民の平均の線として私は出て来
ると思う。そのことと今度の効用回
復、原状回復というものが一体あれだ
けの試験場を持つておつて、試験研究
の確実なデータを持つておつたという
ことを先ほど御いておつたのですが、
私はないように承わつておるんです。
そうしますと、一体これを契機にして
土壌試験とか経営試験というものを、
今の地帯で或る事業団の区域で農林省
と話し合ひをして、そういう施設を持つ
意思があるのか、又計画を持つとす
るのか、持つておるのか、この点を伺
いたい。

○政府委員(中島征帆君) 今の基準を
定めますのは、七十三條の二項にござ
います。農林省令、通産省令で評価
基準を定めるといふことになつており
まして、両省令でその詳しい基準を定
めるわけでございます。そこでその
基準は勿論抽象的な文句にならうかと
思いますが、実際にはこれを当嵌めま
す場合には、例えば試験場で試験をす
る場合には、例え試験場で試験をす
るというふうなことも必要なこともあ
りましようが、そういう場合におきま
しては、当然試験場の施設を使うと
か、それがやはり必要な程度の試験
の他の方法によつて実際にそれが正確
に回復程度が把握できるようなことは

しなければならんかと思うのでありま
す。若しも現状の施設ではそういうも
のについては不十分だといふ場合に
は、その点も考えなければならんと思
つておりますが、現在のところは評
価基準がまだ具体的に報告のできると
ころまで進んでおりませんが、その進
行状況如何によつては考えたいと思
つております。

○石川清一君 それではお尋ねします
が、今度の事業団の計画を特に農地の
場合きめて行くときに問題になるの
は、現在日本の災害の中で、いわゆる
大洪水による地表の流失したところ、
これは大きな一つは例にとられると
思う。その次は干拓をして、或いは埋
立をして土表を作つた場合と、それか
ら特別大きな岩石その他が流れて来ま
して、いわゆる地表が變つて、その上
に又客土をして、そして土地を作つ
た、三つの例があると思う。だけれど
も、そういうような三つの例よりも、
今度のボタを入れて復旧するほうが一
番土地の條件としては悪いと思う。特
に例を申しますと、私の住んでいる北
海道の土地を例に挙げれば、大正十五
年に十勝岳の爆発で一千町歩近い土地
が流失しまして、そこに五尺程度の泥
土が流れて、三、四尺の客土をした
のですが、それが熟田化すると言いま
すか、それまでには大体十五年かかつ
てゐるわけですね。十五年くらいかか
つてやつと八割の生産しかあつておら
ない、その間に三回も四回も農民は變つ
ておりまして、それだけに相当国が国
費を投入しましたけれども、やはりそ
れにプラスした自己資本というものが
食い潰されて變つて行つておるので
す。ところが大洪水によつて表土だけ

が流出した場合は簡単に土地は回復さ
れるのです。今度の場合は私が聞いて
みますと、それよりもつと私は條件
が悪いと思う。こういうような悪い條
件の中で究極的には金銭賠償で処理が
される。そういう中で原状回復、効用
回復の本当に真剣なものは一体農林省
が持つのか、通産省が持つのか、この
事業団が持つのか、こういう一番最後
に握るのはどこかといふことを聞いて
みますと、一番性格がよいまいで一番
財政的に弱い事業団が持つ、こういう
ところに農民の不安があると思う。こ
の法律の中でそういうものに筋金を入
れるものがあるかどうかといふと、そ
れもないと思ひます。それじゃこうい
うものをもちつと裏付けるのは何かとい
ふと、私の考えでは、この鉄業権の設
定とか、或いは施業案の認可とか、そ
ういふものを通じてこの復旧法案の実
施を基礎にして、機会にして、そうい
う措置が法的に石灰の採掘の場合とら
れて、もうこれ以上はしないのだ、こ
ういふ点までは地表の陥没がないのだ、
こういうことが現われて行われれば、
そういうものに終止符が打たれて積極
的な土地の原状回復が行われると思
う。ところがそういうものがなされず
に、一方においてはどん／＼採掘をし
て来、土地がどん／＼陥没をして行く。
而も復旧というものがあまいではつ
きりしてゐない、こういうところに私
は九州の農民の不満があると思うの
ですが、どこかで一線を引くものがない
と、この間から私は随分お聞きしたの
ですが、お答えは今のところないわけ
です。又予算の面についてこの間各委
員から聞きました、まだはつきりし
た、こういうような形でこの法案は国

の予算の優先的なものを持つておるの
だ、或いは災害復旧の一部をこれに
うしてもとれるような仕組みにこの復旧
工事はなつておるのだ、そういうよう
なことを私はまだ聞いていない。従つ
て現地の農民の持つ不安といふものは
我々以上だ、こういうふうな思つてお
る。この間の私の質問に対してはこれ
は暫定的な方法である、やはり鉄業法
の中で筋金を入れなければいかん、こ
ういふふうにお聞きしておるのですが、
この法案の中でも私はやはり筋金が入
ればいかんかと思ふ。これは関係の市
町村にやはり責任を持たして、その一
定の事業に対する責任は国が裏付けを
するとか或いは鉄業権者に裏付けをす
るとか或いは鉄業権者としての中にあ
れば、やはり法人としての地方公共団
体も恐らくは加減なことはしない、
こういうような点について幸い大臣が
お見えになられましたから、大臣にお
尋ねたいしたい。それでは政務次
官でもよろしくごさいます。

○政府委員(本間俊一君) 石川委員の
御指摘になられておるお気持は私も
も実はよくわかることなんでありま
す。御承知のように、この法案にはい
ろいろな欠点がございます。それは
当委員会でも申し上げたのでございま
す。が、いさ／＼も鉄業を復旧するとい
うのでございまして、国が被害者のほ
うの負担を超えた分につきましては徹
底的に責任を以ちましてやるというこ
とにしたいお気持は、私もその通り
実は感じておるところなのでありま
す。ところが御承知でもあらうかと思
ひますが、一般の農業土木の問題にい
たしまして、災害復旧の問題にいた
しまして、或いは河川の問題にいた

しまして、天災で起りました場合に
河川の災害復旧或いは耕地の災害復旧
といふものが只今の制度の上から申し
ますと、やはり私も希望するとい
ふところまで国が責任を以てやるという建
前はまあなつておらないわけであり
ます。従ひまして、そういういろ／＼
なまあ不備なり不備のあります現行
制度が先行してゐるわけでございます
から、従つてそれを飛び越えて国が徹
底的に責任を持ちましてやるというこ
ころまでは関係各省との間でなか／＼
現実には話が進まない。こういう問題
があるのでございまして、私ども
のほうは提案を申し上げておるま
まの線で、実は各省との間でやつと
まあ話し合ひが付いたわけございま
すので、決してこれで一般の鉄業が
責任を以て、御指摘のような線でや
れないといふことは万々承知をいたし
て只今も御指摘になりましたようない
ろいろな問題もあらうかと思ひます
が、ともかくもやつとまあこの線で各
省との間に話ができたのでございま
すから、予算の問題についてお尋ねも
ございましたが、御承知でもあらうか
と思ひますが、例の石管法にいたしま
しても、あの法律案の途中ではなか／＼
大蔵省がうんとは言はなかつたので
ございまして、いさ／＼石管法が
できまして実施されるという段階に参
りますといふと、やはりそれが一つの
よりどころになりまして、或いは言葉
が悪いかも知れませんが、橋頭堡のよ
うな形になりまして、公共事業費の枠
の中におきまして農業土木の予算が殖
えてゐるわけでございます。現実には
、従ひまして、なか／＼この成立の

過程において大蔵省から一札とりたいたいと思ひましても、なか／＼まあ實際問題としてはとりにくいのでございますけれども、これが成立いたしますれば、皆さんの御援助の下に御協力も得まして、必ず公共事業の幹の中で、災害、一般被害の復旧に關しまする予算を確保して行きたい、こういうふうなまあ私どもは考へてゐるわけでございまして、御指摘のような非常に不徹底な面は万々承知をいたして実は申し上げたわけでございますので、その辺のこともどうか十分一つ御了承を賜わりたいと思ふ次第でございます。

○石川清一君 一つの法案には骨があると私は思ふのです。まあ破防法に扇動というものが骨だつたように、この法案にも骨があると思ふのです。このまあ臨時であれば臨時として、臨時的な性格の中で問題をあとへ持ち越すので、重点的なものはやはりこの中に私は残つておらなければならぬと思ふのです。臨時は臨時で私はいいと思ふし、あいまはいまいいでも私はいいと思ふ。併しながら、そのあいまの中にも問題をあとへ残すのはこの点であるという点が法律には、この中にはない。それを実は遺憾に思ふのです。が、それで私なりの結果として起ることを申上げて御答弁を願ひたいのですが、こういうことが起るのです。事業団が土地の効用回復と言いますか、原状回復と言いますか、恐らく一つの下請機關と言いますか、土木の事業会社が私は請負うと思ふのです。そういう会社はどこまでも企業体であつて性格のあいまいなるものは結局監督がルーズになると思ふ。そうしますと、土地の効用回復ということが重点に行わ

れずに、單に原形回復という表面的なものに私は終始する、殊に今日のあの堤防或いはダムが決壊というふうなことはそういう点に大きな原因が私はあると思ふのです。そういう中でどの土地も三〇％か、或いは四〇％しか回復をしない。恐らくボタを入れて、酸性と粘土の土壌を入れた場合には五〇％の生産率を上げるまでに私は行かない。そうしますと、折角入れました金がいよめる経営の平均線維持することができなかつた場合には、これは死金になると私は思ふ。で、死金にしないために特定の区画を区切つて、それを重点的に扱うか、或いは途中で変更するかと言ひました場合、これでは持つて行くところが私はないために、これはやはり又問題を引つくり返すような懸念が起ると思ふ。その場合に起きて来るのは、こういう点が起きて来ると思ふ。いわゆる一事業団が、この間は私は申し上げましたが、一応復旧計画をきめて、復旧するところの請求権というものを私は持つことになると思ふ。そうすると、一割か二割の復旧をした場合に、目先のひどく早い人が……そういう売買がこれは起ることは私当然と思ふ、そういう形になれば、これは中途で又方向を変えなければならぬ。だけれども、これは事業団が最後まで残つて引受けるというふうな場合には、これは責任を持つ、最後に

うような形で原状回復の農業土木事業が進められた場合には、結局今までの金は死金になつて、完全賠償をするよりも悪い結果を私は招くのじやないか、現地の農民の心配しておるのも私はそこじやないかと思ふのです。

○政府委員(中書征帆君) この仕事をいたします場合におきましては、事業団は当初復旧基本計画を定めますが、その実施計画に關しましては、これは仕事を施行する主体というものがそれぞれ法律によつてきまるわけでありまして、この農地の場合におきましては、多くの場合は恐らく土地改革であります。又場合によつては市町村或いは農業権者というものが出て来る場合もあります。大体事業団が自分が責任を持つて仕事をするということは例外的に考へておるわけでありまして、そこでこの事業主体がきまりましたときに、それが事業の、復旧事業の実施計画を作るわけでありまして、その実施計画には細かい工事の内容が盛込まれるわけでありまして、その仕事をやればどのくらいどの農地が回復するかというところが、見通しが付くわけでありまして、若しその計画通り実行されれば、見込の多少の違いはありまして、十割回復されるところが、一割か二割で放擲されるということがないわけでありまして。勿論そのほか土地改良区、土地を計画を立てまして、実施をやる場合におきまして、実際の工事そのものは土地改良区と、或いは他の請負業者との契約に基いて請負わせることが多からうと思ひますが、その場合にはその請負業者が実施計画通りの仕事をしなかつた場合におきましては、これは当然契約不履行であります

ので、この場合は当初した契約を解除して、又別の請負業者に委託してもよろしいわけでありまして、結局において実施計画通りのものは一応確保されるということになると思ひます。実施計画をその通り実行いたしましたも、なお且つ所期通りの効果が上らないというところは、これは場合によつては予想されるのでありますが、その場合におきましては、最後に工事の結果を調査し、或いは再検査してその不十分な点を將來まで見通しまして、一応打切補償する。先ほど政務次官が年々補償すると申されましたが、この点は一時金で支払ふことになりまして、それから御訂正申上げておきますが、そういうことをするわけでありまして、従つてその金を支払ふのが事業団でありまして、事業団そのものが計画する計画は基本計画だけでありまして、実施計画についての自治体の實際の責任を持つというところではない、むしろその点は土地改良区が、これを最後の線がどこに來るかという先ほどのお示しの点は、結局においては事業団が最後に不足分を支払ふ金があるかどうかということに歸着するかと思ふのであります。それは結局問題として仮に残るといたしますと、九十一條で国が補助金を出すことができるというところになつております。この補助金が事業団が負つた責任に相当するだけ出せられるかどうかということになると思ふのです。若しこれが十分出せるといふことになれば、これは如何に事業団の見込みと違ひがありまして、これは事業団に責任が存する限りは補助金で埋まるということになりますので、將來も心配ないと考へております。我々

としまして、この補助金が事業団に付くように十分努力しなければならぬと思つております。

○石川清一君 そうすると、私がこの骨と言ひましたのは、こういうことも一つの私は骨と思つておつたのです。それは被害者が動揺しない。最後の被害者に二條で済まさないで、いつて、そういうところで問題を残しておいても、私は最後の問題にそこを解決して行くと思ふ。ところがこの場合は市町村長の意見を聞く、こういうふうになつておりますし、評議員会で、ここには都道府県知事の推薦をした者、こういうふうになつて、最後のには地方公共団体の長がいよめる被害者の農民の意思を代表する機關になつておるわけなのです。ところがそういう地方公共団体、いわゆる都道府県知事或いは市町村長というものがこの土地の回復に、原状回復、効用回復に予算的な力を持つてゐるかと言へば持つておりませんし、又監督その他に対する責任があるかと言へば、これも又責任がない、中間機關だ。私は何にも被害者の意思によつてこの事業が進まないとはいへません。ただ計画を立てるときだけ同意書を出します。併しながら最後にはね返す力はこれはないわけですから、公共団体の長を通じなければならぬわけですから、ここに私はこの法案の骨がない、だからと言つて最後に同意を得るというふうになつたからといつて、この事業が私は進まないわけじゃないと思ふ。そういうようなものが力になれる、もつと効果的に私は事業ができる、又それ／＼の公共団体がそのはね返る被害者の意思によつて、十分有効に私はこれはできると思ふのです

が、そういうようなものでもないといふところに、私はここに非常に不安を保持している。

○政府委員(中島征帆君) 評議員会は被害者がしかに評議員として出るわけでありまして、ただその選定をしますのに、これは評議員は通商産業大臣の任命にかつておりますので、通産大臣が地元の被害者の誰が適当であるかということを選定いたしますよりも、一応それをその地方の府県知事に任せまして、その中から適当な者を任命するといふふうな二段構えにしたほうがむしろ適切であるという趣旨であります。府県知事がこの実際の被害者の中から最も適当な被害者の利益を代表する者を選定すれば、その選定によつて出て来ました被害者といふものは、これは直接みずから評議員として意見を言えるわけでありまして、最終的に府県知事が握るということはないわけでありまして。

○石川清一君 只今のは府県知事の一つの弁護でありましたけれども、府県知事という言葉は抜いておいてもですよ、これは通達でも通牒でも何でも、そういうものを通じて出されるということであればいいので、あえてこの中に法律で明記しなくても私はいいと思う。だけれども、法律で明記されるところに、或いは市町村長の意見を通ずるというところに、これに伴う予算的なものもありますし、そういう含みをやはり含んでいるわけでありまして。そういうものと私は関連を当然持つていて、何も府県知事の推薦でなくとも、そういうようなものはほかのものも便宜的に今までとられていたのであります。

から、それはかまわない。併しそういうものがなければ、推薦がなければ、それだけの被害者が事業団の区域の中で、一つの復旧する協力組合とか、或いははる／＼なものを作つて、自由な意思で交渉もできますし、自由な意思によつて工事とも批判できると思う。併しながら都道府県知事という機関を通じた場合に、その機関の農業行政と言いますか、或いは土地に対する一つの方針に副うべき人が選ばれるのでして、そこには一つの妥協がありまして、それも私はあまいだ、こう思う。だからここには何にも骨がないと私は申上げています。まあこの点についてやはり農地局長の意見なりをお聞きしたいのですが、おられますから、もう少しこれはこのままにしてあまいにして進めますが、それで予算はいわゆるこの納付金の二千万乃至五千万という政令で定めたものができれば、すぐそれは予算に組まれていると、これは見てよろしいのですか。

○政府委員(中島征帆君) 納付金と予算とは関係ございませんで、今おつしやるようなことにはなりません。○石川清一君 結果的には国の補助金ということにはなるのですか。

○政府委員(中島征帆君) この倍率は一応政令で定めますが、その倍率とは別個に、今度は例えば本年度の補助金の計画をきめて、そこで国の経費は幾ら幾ら要するという算定ができますので、そのとき初めて今ききました政令に基く納付金の総額と、それから不足分に相当する国の予算というものが出て来るのです。

○石川清一君 その場合には国の予算はどこから出すのですか、経費は……

○政府委員(中島征帆君) それは大きな枠では公共事業費の中に入るわけでありまして、その中で特別被害費でありますとか、或いは一般被害の経費といふものを別枠にして計上してもらふようにしたいと思ひます。

○石川清一君 そうしますと、国はそれとして地方公共団体はやはり一割以内でしたか、そうでしたね。

○専門員(山本友太郎君) きまつておりません。

○石川清一君 きまつておりません。……地方公共団体は結果として義務付けることになるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 地方は国が出す場合においては補助金を交付するといふことになつておりました、従つて国の補助金に對しましては何%といふことはこれは政令等で定めますけれども、少くとも或る程度の補助金は交付しなければならぬといふことが法律で義務付けられておるわけでありまして。

○石川清一君 その場合に地方公共団体はこれを拒否はできませんか。

○政府委員(中島征帆君) これは四十八條の復旧基本計画のところにごさいますが、その二項に「事業団は、前項の復旧基本計画を作成し、又は変更するに、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない」といふことになつております。従つてこの基本計画の中に当然補助金、国の補助金或いは都道府県の補助金といふものを予定されておりますので、ここで承認をすれば当然地方団体としては負担しなければならぬ責任があるわけでありまして。

○石川清一君 その場合に都道府県知

事と意見が同意すればいいのですが、最近では平衡交付金をめぐつてなか／＼こういうものは同意しがたい。その場合に工事に着手するのが遅れるとか、その責任は一体最後には誰が背負うことになりましてか。

○政府委員(中島征帆君) 若し同意できない場合におきましては、基本計画はできませんから、そうすると、結局においてその地区の復旧はできない、こういうことになるわけでありまして、併しこの法律の趣旨から言ひまして、そういう地方は或る程度の補助金を出さなければならぬことになつております。又率というものは恐らく政令で、例えば一割とか一割五分といふような率がきめられますので、これを絶対に拒否するといふことは少くとも道義上はできないわけでありまして。又そういうふうな法律をきめます場合は、地方財政委員会等を通じて、一応都道府県も納得されるような線できまりまして、そういうふうなことが起きるといふことは先ず考えられないと思ひます。

○石川清一君 考えられないというお氣持で作つたのでしようが、恐らく私はそういうことが起きると思ひます。先ず最初には私にそういうことは起きないけれども、効用回復が原状回復といふ外形的なものにとどまつて、土地の生産力が五〇%以下だといふときにははる／＼なものが起きて来ると私は想像するのです。そのときに生産者の同意といふようなものが出ておれば、これをね返す力がある。ところがそういうものがないと、一応初めには同意書をとるけれども、ないといふことになれば、やはり地方公共団体の長であるとか、最後には事業団、こういうような一番弱いものが最後には引受けるのではないかと一應思う。こういうような点について、地方公共団体の長が地方団体の負担は除いてくれ、協力はするが除いてくれと、こう言へば、やはり協力機関であつて、推進機関にならないのではないかとと思ひます。僅かな金なので、それは地方公共団体に任ぜず、当然国が負担したらいいのじやないかと思ひます。如何ですか。

○政府委員(本間俊一君) お答えを申上げたいと思ひますが、御指摘のように公共事業費の国の枠がきまつておりまして、地方公共団体の財政の都合で工事を辞退をいたしておるような所もございまして、私も承知をいたしておるのございまして、従ひまして石川さんの言われるようになれば、これは確かに一つの進歩でございまして、いいかと思つてございまして、この制度をまともな上げます場合にございまして、各省といふ／＼な連絡をいたしたのでございまして、これは實際打割つて申上げますと、地方公共団体の負担を除外してきめれば確かにいいのでございまして、なかなか関係各省の間では話がまとまらなかつたわけのございまして。従ひまして只今中島政務局長から御答弁申上げましたように、地方公共団体も幾分負担をして頂くといふことで話がつきまして、要するに今の公共事業費の實際の運行から行きますれば、或いは地方財政の事情から申しますれば、これは地方がこれを負担すれば一番いいのでございまして、繰返して申上げますが、その線ではどうしても話が付か

なかつたものでございしますから、地方公共団体にも負担をして頂くと、こういう建前にいたしたのでございします。

○石川清一君 ではもう少し進んでお尋ねしますが、そういうようなあいまいな性格で、あいまいな事業計画で、責任の主体があいまいなところで事業をやつて行く場合には、あいまいでないのが私は一つあると思う。それは有力な鉱業権者の所と、被害の輕い、原状効用回復に費用のかからない所、こ

うしますと、そういうような所は、あいまいな中でも大体これだけは完全にできようと思われておる所が一体何割くらいありますか。

○政府委員(中島征帆君) 現在あります二百三十億の鉱害の中で、この制度によりまして、およそ百六億程度だつたと思ひますが、復旧できる。それ以外のものはまだ安定しておらないので復旧できないというわけでございします。この百億余りの鉱害がやはり大体遂行できると我々は考えております。その場合に心配になりますのは、鉱業権者の不明のものであります。それから、然らば能力のないものというような場合におきまして、そこに穴があく虞れがありますので、その場合におきましては、地方公共団体、国がその部分を負担するという仕組みになつておりますので、大体においてこれは計画通りのものは、期間が十年で果していかどうかという問題につきましては、予算等の関係もありますので、確言できないまでも、全部が法律上の建前からいつて復旧できるといふことになると思ひます。

○石川清一君 農林省にちよつとお尋ねしますが、今のように土地の原状回復或いは効用を回復することになりませんが、最近農林省で土地の改良、或いは干拓、或いは表土の流失等で反当りどのくらいかければ効用が完全に回復されるまでになりますか。

○説明員(谷垣專一君) これはいろいろな状態によつて違ふかと思ひます。干拓なんかの場合になりますと、相当高い反当の建設費が工事に要るわけございまして、ほかの土地改良に關しましては、又それ／＼の状況によつて違ひがあると思ひます。ここで問題になつております鉱害復旧工事の例をとつて考えてみますと、從來これと同じような状況で復旧いたしておりました特別鉱害復旧工事があります。これは大体今までの、こゝで言つております減収が七割以上になつておる所、こゝで言つております全然収獲がないという部類に入れる地区の工事費の平均を申し上げますと、大体十四万程度の経費がかつております。これは維持管理費と申しますか、鉱業施設費と、それから農地の復旧費、両方合せておると大体十四万程度の経費がかつております。それから非常に反当の復旧費の高いところは、大体それに一万程度高い復旧費をかけてやつております。こういう大体状況になつております。

○石川清一君 では今の九州のこの復旧する区域の中で、ボタを入れまして、そして平均復旧するのに反当のどのくらいかかる予定になつていますか。予定といつてまだ事業計画ができていないと思ひますが、大体どのくらいと思ひますか。

○説明員(谷垣專一君) 今申し上げました特別鉱害の例で以て、大体一般鉱害の場合も類推できる、大体同様なものであると、かように考えています。

○石川清一君 簡単に尋ねしますが、一体復旧計画は、今のような計画で逆算をして立てるのですか。それとも初めから大体納付金の金額をきめておいて、正直な話、それに当はめた計画を作るのですか。いわゆる鉱業者の顔色を見て、そうしてこの辺でよろうといつて計画を立てるのですか。それとも農林省の理想的なものを立てて、それで以て最後のものにすればいいのですか、最後にお尋ねしておきたい。

○政府委員(中島征帆君) これはもう初めから明瞭でありまして、この土地が復旧に適するかどうかということについては、これは農地の財政なり、農地の回復という点から農林省で判定をいたしまして、それに適するものはいずれは復旧するということになりまして、それからこの費用はどの程度まで認めるかということも、これは農林省で経済的なことを勘案しましてきめるわけでありまして、それによつて復旧されるべき土地というものはわかりまして、それを今年ほどは取上げるかというところにつきましては、先ほどお答え申し上げましたように、そのときの事情によつて／＼と人員或いは地区等をきめなければならぬということになつております。

○石川清一君 それではこの工事の監督と言ひますか、終局的な最も中心的な責任官庁はどこになりますか。

○政府委員(中島征帆君) 農地に關しましては、この復旧事業費の国の予算そのものも農林省、終局には農林省予算になります。それから実施計画の認

定をするのも、更に工事の完了の検査というものも農林省でいたしますので、すべてそういう問題につきましては、農林省の責任だということが言えると思ひます。

○石川清一君 それでは農林省にお尋ねしますが、今までに九州の土地の試験場或いは農業試験場その他砂防試験場がありますかどうか、そういうようなものと連絡をとりまして、一つの技術的な指導と實際的な指導と科学的なもの、そういうようなものの基礎的な資料は持ちになつておるのですか、どうですか。

○説明員(谷垣專一君) 今の御質問の趣旨は十分了解できないのですが、工事の施工方法に關してのお話であるとすれば、工事のやり方につきましての試験場というものは、実は私たちが持つておりません。これは普通一般の湿地帯の土地改良その他の技術を以てやつて行つて大差ないと思ひます。農業土木的な技術から申せば、それで大差ない。問題はそれ／＼に作りまする／＼な作物の問題等が問題になるわけでありまして、これは普通の湿地にどの程度の潤潤があるとか、潤潤度がどの程度あるかという問題に關しましては、これも普通の状況でいいと思ひます。ただ問題は鉱毒水と申しますと語弊がありますが、若干硫酸等の入りました鉱毒水が流れて来るような畑がございまして、水田がございまして、そういうものに対してはどういうやり方をやつたらいいかという問題は農地試験場その他で問題があると思ひます。これは従来小規模な実験を農地試験場等で行つておられます。まだ十分に総合的な対策というわけには参りませんの

で、總体的な実験は、そういうようなものをやらして来ております。かようなことになりまして。

○石川清一君 只今のお話は農業土木を中心にしてお考えになつておると思ひます。併し清澤さんの言われておる反対の聲は、総合的な農業経営というものの上に立つて、いわゆる作物その他農業の経営、こういうものの考えの上に立つて反対というものができておる。ところが普通の災害、天然災害の場合は、これはもう必然的にやらなければいけませんので、原因或いは相手方というものは、自分と国の一つの協力しかない。ところが今度の場合は非常に幾つものものが交錯しておるので、單に農業土木面だけでは私は農林省では責任を負えない仕事だと考える。それが早

いゆる総合的な農業経営という立場に立つて農業土木の原状回復或いは効力回復という面を考えたつたら、あとに問題を複雑にして混乱するのではないかと私は思ひます。先ほど清澤さんの反対するといふ農民の聲にもそういう点が中心になつていたと思ひます。その点について、最後のには金銭賠償というものになつて来ると思ひますが、そのときに備えて、現在この法の中にもう少し積極的

に働きかけるというようなものが必要ではないかと思ひますが、それは如何ですか。

○説明員(谷垣專一君) 一番その問題が端的に出て参りますのは、あとの工事が進行いたしました場合に、効用認定その他の検査をいたします。この場合に一番はつきり出て参るかと思ひま

す。それ以前にも例えは表土のとり方であるとか、或いは又ボンプのキャパシテイを計算いたしました場合には、いろいろな対策があるとか、そういうような場合には、単なる農業土木という見地ににとまらないうで、広く農事試験場の意見、作物学的な、土壌学的な意見を提え来たつて耕土の安全度を見なければならぬ、こういうことは事実あるのであります。そういうものを全部引く、めまして、殊に問題は耕地が竣工いたしましたあと、どの程度に耕地が回復したか、地力の回復は何年くらいで完全にできるか、こういう認定が問題になるかと思ひますが、これは非常に困難な問題を含んでおります。現在すでに福岡県その他におきまして、そういう場合においてどういふような結果が出るか、どういふ認定、対策をとつたらいふかというところ、土壌学的な、或いは作物学的な方面と連絡をとりまして研究を始めております。併しながらまだ具体的なケースにおきまして、どういふような結論が引出せるかというところまでは、今のところ到達いたしておりません。工事が竣工いたしました、具体的なケースにつきましては、今申上げました研究の結果、或いは又それらの専門家の意見を徴しまして慎重な判定をいたして行く、かようなことにいたしたいと考えております。

○石川清一君 その場合に最悪の場合、先ほどから通産省の御意向は再復旧ですか、再復興はしない、こういうような御意見のようですが、その場合に不適地という判定が農林省の手によつてされるときは、結局最後的には工事の計画のときにも、或いは検査のときにも、或いは最後の総体的なものの場合にも、農林省の決定がこれを有力にもするし、或いは無力にもすると思ふ。その農林省の最後の、或いは最初でもいいですが、決定は農民の経営に対する意思、意欲、こういうものがそれを決定すると思ひます。ところがこの中ではそれが非常に弱いて、私は弱いと思ふ。如何に強く願つておつても、弱い、農民の声の限界というものは、今までの日本の農民の騒動やその他から見ても、私はそんなに一般の企業者が農民の声の圧迫を受けて参る、或いは妥協する、弱められたというのではないと思ふ。ただこの法律が第一條に謳つてありますように、まあ国土の保全、維持と、こういうような点が第一條のまゝにこれが生かされる、としたり、これを裏付けるものとして国土の有効な利用保全及び民生の安定というものを裏付けて、究極的に決定するものが農民の生産意欲と、経営に対する真剣な態度だ。それをやるのは農林省の最初における判定、或いは最後の判定に對する意思、こういうものの上で私は思ふのです。そういうものの上で立つて農林省が動くには、農林省があつてこの中で、この被害者、特に農民の意思というものを土地の上に對して認めなかつた、認められなかつたというのを私は遺憾に思ふのです。が、この点についてはどういふお考えでしょうか。

○説明員(谷垣專一君) これは実施計画を……、私たちは農林省のほうの役目としましては、基本計画が立てられまして、これは通産大臣のほうで認可をされるわけでありまして、私たちのほうへも御相談があるわけでありまして、基本計画が立ちまして、その基本計画に基きまして具体的な実施計画を私たちが立てることに相成るわけでありまして、私たちが立てると申しますよりは、事業を遂行する諸君が立てられまして、それを農林大臣のほうへ認可を申請されると、こういう恰好に相成るわけでありまして、そういう形式は従来の土地改良等の形式と何ら変つていないのであります。で、その際にこういうふうな非常に両当事者の問題が微妙な問題であります。故に、当然事業をやられる、実施をされる実施計画そのものも私は慎重であらうかと思ひますが、農林省といたしましては、十分に慎重に検討をいたしまして、そういうその計画を認可して行く、かようなことに相成ると考えております。又そういう実施計画その他につきまして、それらの意見が出て参ります。これらのものにつきまして、十分私たちがほうといたしまして検討をいたしまして、そういうものを前提にいたしまして認可をいたすと、かようにいたしたいと思ひます。単に認可をいたすだけではなく、不都合なところ、或いは不十分なところがありますれば、当然に変更を命令をいたしまして、そうして変更したところを認可すると、かような手続をとるわけでありまして、先ほどお触れになりました、回復ができないう、復旧不適地の問題につきましては、やはり同様に慎重な態度をとるべきだと考えております。この計画の中に入つて参ります実施工事の復旧不適地と申しますのは、これは工事をやる場合に、必然的に止むを得ずやらなければならぬ最小限度の復旧不適地

を申しておるのであります。例えて申しますれば、陥落のためにここに大きな水溜めのような水没地帯ができ上つた。これは陥落の状況によりまして、一尺下つておるところもあるれば、五尺下つておるところもあるというように、水深がそれ、一定いたしておりません。そういう場合にそれを現場を盛土をいたしまして、復旧をしようというところが不可能の場合、これを排水をするという工法で、これをやつて行くという場合、これは、当然にその五尺の浸水をいたしておるところも、全部干した方がいいか、或いは三尺程度排水をいたしまして、若干のところを溜池の場所として残しておくといいことが止むを得ず出て来る場合があるものであります。五尺を排水すると一尺しか現在陥没していないところが非常に乾き過ぎるというやうな状態が起きて来ることも考えられるのであります。その工法全体といたしまして、一番効果の高い、又全体として最大限の復旧できると、こういうやうなところを工事の目的にせざるを得ないのであります。そういうところから起つて来ます止むを得ない最小限度の復旧不適地というものにつきましては、これは工事のほうからみますと、どうしても止むを得ないではないかと、かように考えるわけでありまして、そういう問題についての認定に關しまして、農林省といたしましては、技術的な良心を以て、又利害関係者の意見を十分に聞きまして決定したいと、かように考えております。

○石川清一君 最後にお尋ねいたしますが、先ほどから申しましたように、一歩譲りまして、被害土地の農民というものの一応の意思を抜いて、その次に問題になるのは、先ほど申しましたいわゆる復旧に対する責任官庁の私には、まあこういうふうな考え方と、この土地の原状回復、効用回復というものは、一般の自由意思によつて行ふ土地改良と、天災地変によつて行ふ自然に對して受身で立つ場合と、これを同一に見ることができない。だけれども、土地改良と原状回復そのものは、それは耕作権や土地の所有者、所有権者というものの意思の上に立たなければならぬが、その時の地上における耕作権、探掘権というものは、この中で噛み合ひをせずに、両方から逃げ合ひをして、両方が逃げた。どこかで衝突をして問題の解決が次に残されるというのなら、この法案はどうか見込があると思ふ。ところが両方逃げてしまつて、どつちも逃げておる、法律の態度も逃げておる。法律の中で、どこにも衝突するといふことがないので如何か。こういうところが本當に農業土木を中心にして、原状回復は即効回復で、而もそれはいわゆる経営の安定という上立つておるのだという責任官庁の積極的な意思があれれば、これはもつと責任の転嫁がどこかに持つて行けるのですが、そういう点についてこのままで農林省はよろしいと思ひますか。

○説明員(谷垣專一君) 農林省のほうといたしましては、当初この復旧計画の場合に、基本計画というものが立てられるわけでありまして、その基本計画に關します限りは、その中から基本計

画に基いて実施計画がでる上るわけであり。このときは当然にいろ／＼な経費その他が算出されるわけでございます。従つてそれによつて工事の全体のやり方というものは、精細にきめられるわけであり。まあその精細にきめられた工事を遂行して行く、こういう責任を持つておるわけでありまして、その責任を持つておる限度におきましては、これでやつて行けると、かように考へております。従ひましてこの法律によつてやらない地区がこれは相当あるかと思ひます。これは現在行われております飲業法の通常の原則によつて賄われるわけでありまして、この法律でとれないものは飲業法の原則でやつて行く、こういうことになるので、その点ははつきりしておるんじゃないかというふうに考へております。

○石川清一君 それから今までのお話を総合的につとめましますと、完全な法律案ではない、やはり臨時的なものである、最終的には金銭賠償に頼らざるを得ない、その金銭賠償も責任の限界がはつきりしておらないので、最後には弱い農民が犠牲になるんだ、仕方がない、こういうふうに私は了承するのですが、それでよろしいですか。農林省の先ほどの御意向を聞きまして、まあ全部はできないんだ。だからこの法案は金銭賠償を最終的にやるんだから、できてもできなくても、まあ計画は立てるけれども大した効果はないんだ、だからもつと研究する余地はあると、こういうふうにお聞きしたのでありますが、そういうふうにお聞きして、もうおきます。

○委員外議員(清澤俊英君) 先ほどか

から私の質問したいと思ふ点を石川さんから大分農林省側のほうへ伺ひしておられるようですから、その点は省きまして、工事の施行上について今やつておられる特別飲害の方法等から見ました結果としてちよつとお伺ひしてみたいと思ひます。大体この法案からみても、そうであると思いますが、復旧工事の施行の区域が大体飲害炭鉱若しくは地区的な計画が進められております。総合的な計画がないと思ひますが、その点どうなつておるのでございませうか。

○説明員(谷垣專一君) 特別飲害のほうは、御存じの通りに特別飲害の地域というものは通産省のほうから指定がございまして、その地域内における復旧工事をやつておるわけでありまして、工事その他の監督等の責任を農林省が農地に關しましては負つておるわけでありまして、この法律はその特別飲害の地域以外のところの一般飲害が対象になるわけでありまして、この法律が進行いたしますのは、飲害復旧の基本計画というものがございまして、それから進行して参るわけでありまして、そこで飲害復旧の基本計画というものがどの程度に総合性を持つかどうかというところが問題だと思ひますが、これは事業団が作成いたしましたやうなわけで、事業団のそれ／＼の評議員等のメンバーには関係者がそれ／＼入つておられるわけでありまして、そこでこの基本計画の立て方如何によつて今申されまゝる総合的な計画が樹立され得るものでありまして、当然問題の順序はあるかと思ひますが、基本計画というものは総合性を持つたものであるというふうに私たちは考へておるわけでありま

す。これは今後運営でそういうふうになつて行くものだと考へております。○委員外議員(清澤俊英君) 勿論只今言われるような方法で行くのが正當ではないかと、こう考へるのですが、實際今特別飲害をやつておられますのは、部長が言われる通り、地区ごとに計画が立てられ、その結果現に古月村でわしらどもが視察したところによりまして、一どきに工事になる。川は洪水して、そこへ一応その附近の各地区に溜りまして水を川の中へ掃き出すという計画を持つておられる。そこで三カ所乃至四カ所のところに溜りまして水を一度にその川の中へ入れまして、そうすると川が溢水して却つて溢れて来るから、三日くらいで済ますというのが四カ所ありますれば一番下にありますところは十二日待たなければならぬ。その間に稲は全部枯死してしまふ、こういうような結果が出て来る。非常にこれは問題であると思ふ。

ところが今のこの法案で見まして、そういう総合的な水を流す計画までのものがこの法案の計画では得ないと思ふ。而して見ますれば、現在作つたものがもうこれは復旧したところやうてみましても、何かの災害になれば現実に復旧になつておらない、こういうものができて来る。私は少くともその点までの復旧が考えらるべきものであると思ふと同時に、特別飲害等には何ういふ点に対して農林省のほうでは何と關与しておらん、その有力な実例として、先ず熊本県の農地局がどんなことをやつておるか私なんにも知りません、こういう点、而も局長のごときは一応排水幹線を作つて出して、これは一つの水害地帯と見るべきもので

ある、こういうことをやつたらよからうじやないか、こういうことまで言うておる、そういう経費はの中には盛つていない、出ておる恰好になつておりません。若し仮にそういうものに使つたとするならば、地区的な復旧の経費がぐんと減つてしまふ、そういうことは考へられますので、従つてそれに対してしますところの相当なお考えを一つ聞かして貰ひたいと、こう思ふ。

○説明員(谷垣專一君) これは御指摘の対象になつておりますところは陥没になる、従つて一地区一地区の復旧計画を立てるのでは不十分なんであつて、その全体の排水なりが完全に総合的な立場から検討されて、それが遂行されて行く計画でなければ十分でないという御意見かと思ひますが、それはその通りであらうかと思ひます。勿論そういう特別飲害にいたしましてはそういう立場で議論をすべきであらうかと思ひますが、併し特別飲害の区域というものは飲害全体の地域に亘つておりません。従ひまして特別飲害だけの計画が果して十分に全体の総合的な復旧工事の一環として完全な役割を果しておるかどうかという点につきましては問題がある／＼あらうかと思ひます。併し特別飲害の復旧工事をいたしましては、その計画の当初におきまして可能な限りの総合的な復旧計画の一環としての立場を考へてやつて来たつもりでありまして、今後全体的な飲害の復旧計画が立てられる場合に、又従来の特別飲害の復旧工事と脱み合ひをいたしましてその間の調節を十分にやつて行かなければいけないと、かように考へておりま

す。ただ問題は地表に出ました状況だけを以てこの特別飲害の総合的な計画は立たないのではありません、と申しますのは、現実に石炭の採掘は續いております。そうしまして陥没飲害の発生も今日現在なお續いてるのであります。どの程度に一体陥没が起き、どの程度に石炭の採掘が行われて行くかという点と全部を見合はせました意味における、地上、地下を通じました意味における全体の総合計画が立てられなければ、完全な意味における復旧基本計画にはならないか、復旧総合計画にはならないかと思ひます。これは一時に全部を見通すことはなか／＼困難ではあるかと思ひますが、私たちが復旧計画をいたします場合には、可能な限り全体の大部分を脱み合ひしながらやつて行くべきであらうと考へております。当然にこの一般飲害の復旧によりまゝる基本計画である復旧基本計画なるものも、かような立場から立てらるべきものであると、かように考へております。

○委員外議員(清澤俊英君) 一般的に計画を立てることはこれはいいことだが、こういうお話と思ひますが、それをするにつぎましてこの法案には出ておらないじやないか、こういうことを私は申上げたのです、そういうのかどうか、とにかく私はそういうふうにお上げた。一般的に計画として総合的なものにして、新しく排水路を、大排水路を一つ作る、こういうふうなことがこの法案では出ておらない。各地区の飲害地区を中心にした一つの事業団ができ上つて、その土地の効用回復というものをただをやつて行くのであつて、その結果として出て来た今の水の

始末というものを、総合的に流して行くというものを作りますときには、この法案では出ておられないのであります。従つてそれが若し仮に必要だとするならば、農林省としてそれは別の立場でそういうものをお作りになるお考えがあるのかどうか、お考えがなかつたらこの法案では私は出ておらないと思う。金の出場で、経費の出場が、この法案自身から言つと、そういうものまで計画することはこの法案のどこにも出ておらない。飲害地区に対しましては効用回復若しくは原状回復に對しますところの方法は譲つてあります、その不十分な総合的なものを直して行くものが何にもここにはない。

○説明員(谷垣專一君) それは復旧基本計画に当然入るべきものだと思えますが、復旧基本計画のときにどうしても入らないということであれば、これは農林省として実施計画でそれをどうするかというわけには行きませんので、別箇の考え方をどこかでとつて行かなければならぬと思ひます。問題は、恐らくその場合生じますのは大きな排水路の問題と申しますよりは、遠賀川なら遠賀川の大きな川の改修になるのではないかと思ひます。だからそういう場合にそれが復旧基本計画の中に入るかどうか、というのは、この復旧基本計画というのは一応農地、河川その他の復旧基本計画も全部一応脱み合せてできるようになつておりますから、調節はとれるのではないかと考へております。

○委員外議員(清澤俊英君) とれるのじやないかと思つておるのじやこれは解決できないと思ひます。あなたが言われる通り大排水路を作るか、或いは

河川を浚渫して河床低下を図る、いろいろな方法がありましよう。これは又この法案だけのやり方であつたらそれまではできないと思ひます。現に特別飲害におきましてはそういう考えはないのだ、ないことは農地局長自身も何にも知らない、計画自身が何もわからな、あそこへ来て見て、局長自身がこれはどうしても排水路が要ります、そこで県の土木部に向つてそういう計画でもあるのか、初めはないと言ふ、おしらが滞りますとき県庁の応接室で、知事の応接室で初めてこういう計画はあるのでございませう。そんなものは一晩で作つたので、見てわかりません、だからむづかしい質問をしないで、結構なものでございませうと言つて帰つて参りました。決して総合的な計画はしてありません。

○吉田法晴君 関連して、ちよつとこれは要望になると思ふのですが、今話の出した古月のポンプ・アップというものは、特別飲害で三百馬力であつたかと思ふのですが、数十町歩の排水をやつておるポンプがついておる、それは西川という川に流れておる、ところが西川の排水が十分でないものだから三つ、四つそういうポンプ・アップをする、洪水期に溢れて、そして折角排水した水が川から溢れて又耕地に帰つて来る、下のほうでこういう現象があるわけですか。それが西川という川が中小河川でこれは建設省のほうの工事になつておる。ですから耕地のほうの関係、或いは特別飲害として考へた場合には、それが水を吐くということはこれは考へられる、それが、吐くほうはとにかく別の中河川として考へておるから逆流して来る、こういう結果になつておるといふことを清澤氏は指摘をしたわけですか。そこで一般飲害の場合にも同じようなやり方を考へるなら同じような結果が出て来る。そこで総合的に飲害復旧といふものを考へて貰ひたい。これは特別飲害と一般飲害とのやうな関連もあると思ふ。中には例えば曲川の如き特別飲害でやつて、これから先の復旧を特別飲害なり、或いは一般飲害に入つて来る部分もありましよう。これは地理的には関連して、或いは排水なり効用回復という点では、一般飲害であらうと特別飲害であらうと、或いは中小河川であらうと現実には繋がつておるといふ結果になつておる。その辺は今後の計画において総合的に考へて貰ふなければ、折角やつても目的を達せんから、総合的な観点から一つ計画を立てて貰ひたい、こういう要望であらうと思ふのです。

○説明員(谷垣專一君) 私の説明が十分だつたかと思ふのですが、今御指摘になりましたやうなところは、当然にポンプ排水をいたしまして、西川なら西川に流します場合に、西川の河底を浚渫いたします場合に、西川の河底を浚渫いたします排水が行われるというところを前提にいたしてあります。又曲川のところの排水ポンプの事業にいたしまして、そういう意味の連関が行われてなされておるわけでありまう。これは県の土木当局或いは建設省関係のものと連絡はいたしてあります、そういう意味で現在のところでは各担当をいたしてありますところと、その繋ぎ目繋ぎ目のところを十分な連絡という形で掘りて行かなければならぬかと思ひます。若しもこの基本計画といふものがそういう問題にも全部含められまして計画が立てられ、そ

うして各地区々々の計画もそれに基いて立てられるという形になりますれば余計にその点の調節がスムーズに行くのではないかと考へております。抜本的に申上げますれば、あのあたり一帯の、全体の地域的な総合計画といふものが、何か一本の組織で行われるというところは望ましいかと思ひますが、現在のところではそういう組織がございませぬから、従いまして各機関々々の連繋を密にして、そしてここに書いてある復旧基本計画の中にできるだけそれを織り込んでやつて行く、こういうことになるだらうかと思ひます。

○委員外議員(清澤俊英君) 只今の問題は非常に無理なお願ひになると思ひますが、是非一般飲害も、これは特別飲害にしても共に必要性があると思ひます。農林省がその計画を進められるときの基本計画なり、若しくは実施計画に對しては十分の御考慮を願つて行きたうと、こう思ひます。

○吉田法晴君 実は一昨日ですが、質問をいたしかけてまして途中で切れていたので、法制局の西村局長には大変お待たせして恐縮でありましたが、原則的なこの法案を作られた基礎もございませう。それから先ほど来石川さんからお尋ねになつた点も法理的に明らかにしなければならぬ、それから予算関係についてはいまの通産省、農林省の関係からいしても、まだ明らかになつておりませぬ。それらの点を明らかにするために五、六時間ばかりかと思ひますが、なるべく能率的に質問し、御答弁を願うということを進みたいと思ひます。

石川さんは脊骨がないということと言われたのでありますが、私は御答弁

解釈にもなりますが、鉱害という事実関係が消滅したものとみなすという法律上の擬制であるとするれば、實際上に問題が起りました場合に非常に争いの解決が困難になると思うのですが、或いは新しい鉱害が発生したというのか、或いはこの場合には七十五條の場合のような或いは修正案七十七條のような要素が入った云々という認定も困難だと思ひます。その場合に本来鉱業法上の関係であつたというものを七十九條で片付けて、そうして問題が起つた場合にその関係はどうなるのか法上の関係……。谷垣部長の説明を以てすれば、本質的に鉱業法上の関係ということになれば、鉱業法上の問題として問題になるかどうか、こういう問題が起つて来るかと思ひますが、どういふふうに解釈されますか。

○政府委員(中島征帆君) 即ち七十八條、修正案七十九條に基いて全額を支払つた場合には、そこで鉱害責任が消滅した場合には、従ひまして鉱業法上の鉱害もなければ請求権もない。この法律によつて最終的にその点が擬制でありますけれども、鉱害そのものが消滅したことになる。従つて少くとも現在問題になつております鉱害賠償の問題は完全に出て行くことになりまして、その結果といたしましてその全額が適當でなかつたということになりまして、これはすでに鉱害がないというふうになつて行くことになると思ひます。併し若しも新しく地下探掘等によつて鉱害が起きた場合には、勿論新しい鉱害としてこれを取上げるということでございます。

○吉田法務省 その鉱害が消滅した場合とみなすという規定の仕方は七十八

條或いは修正の七十九條、それから七十五條にもあるわけでありまして、七十五條の場合には現状の効用回復をする。そうするとポンプ・アップもありましようし、或いは五尺下つたものを三尺か四尺上げたという場合もありましよう。そうすると先ほどの設例がありましよう。実際に鉱害が残る場合があり得ると思ひます。その残つた場合にも、法によると鉱害は消滅したものとみなすという、こういう事実関係が否認されておりますけれども、そういう事実関係の否認が法上といへども可能であるかどうか、こういう問題が起つてくるかと思ひますが、西村局長如何ように考えられますか、一つ承わりたい。

○政府委員(西村健次郎君) 大変むずかしい御質問であります。或いは御質問の趣旨と多少合わないかも知れませんが、仮に効用回復が十分しない場合の差額というものは、これは実質的にはその部分は金銭賠償、法律的には関係ない。ただその打切補償というのにはなる。それでこれをみなすというのにはおかしいやないかという御疑問だと思ひますが、これは法律上の技術として一定の事実を擬制するということ場合にみなすという言葉をしようつちやう使つております。その場合において事実ここに一定の発生した具体的な鉱害を揃えてこの法律で行く、それから片や鉱業法上の鉱害賠償義務というものがあつたわけでありまして、それをこの法律でやることは鉱業法の鉱害賠償義務を事業団なりが履行したということではない。従つてこれで払つたことによつて、片一方鉱業法上の鉱害は消滅

したものとみなす、こういうことにしてあるわけでありまして。或いは御質問のあれに合わないかも知れませんが……。

○吉田法務省 こういう賠償責任の消滅の規定の仕方は特別鉱害の場合にその十二條損害賠償責任の消滅といふ見出がついておられますが、この法律の規定によつて、復旧工事が施行されたときは、その限度において鉱業法七十四條の二、これは變つておりますが、規定による損害賠償の責任は消滅したものとみなす、その限度においてといふことがちやんと入つております。それからちやんと手許にございませうけれども、労災法に、労働基準法に基く傷害の補償義務を労災で支払つた限度内においては、労働基準法に基く補償の義務はその限度において消滅したものとみなす、ちよつと今條文を探しますけれども、そういう規定があつたと思ひます。そういう仕方ならばこれはわかります。法上の擬制がどういふものであるかといふことはこれは御説明を頂かなくてもいいのですが、そういう規定の仕方を、限度内でなく、無條件的にとにかくみなしてしまふといふことが規定できるかどうか、これは法制局として法文ができましたが、場合に恐らく見えておられると思うのですが、そういうことが一体ほかにあるのか、或いはそういうことが許されるのかどうか、この点を実はお尋ねをしてゐるわけでありまして。

○政府委員(西村健次郎君) 今の問題、例えばその特別鉱害の今私條文を手許に持つておられますでよく覚えておられますが、今お話のようなことでありますと、これと実質的に大分違

のであります。この一般鉱害の復旧のこの法律によりましては実質的にはすべて鉱害といふものに対する復旧と申しますか、鉱業法上の損害賠償といふものがこの法律によつてすつかりとつて代らるということになるわけですが、従つてその損害賠償義務の発生している基本となる、鉱害そのものを消滅したとみなしても一向差支えない。然らばそういうすつかりとつて代らるということができるかどうかという御質問でございますけれども、これは然らばこの法律でいう効用回復の工事とか或いは差額に対する補償といふものが鉱業法上の損害賠償と比較して或いは被害者についてこちらのほうがうすいといふようなことがなければ立法論としてはちよつとも差支えないのじやないか。勿論法律的にはすつかりとつて代らるということは私は一向差支えないのじやないか、こう思つておりますが、ただその場合において妥当かどうかという議論があります。妥当かどうかという点になりますと、この法律による効用回復、差額の補償と申しますか、差額金の支払といふようなものが鉱業法上と比較して同等或いはそれ以上といふことになれば勿論これは妥当と言へるかと思ひます。

○吉田法務省 これは實際問題もあると思ひます。今のようにならば法上の責任をこの法律ですつかりとつて代らる。或いは十二分に代る、こういうことになればそれはそれで結構だと思ひます。それから或いは法案を最初につけた精神の上に国が地方の全責任を以てとつて代る、こういうことであるならば私も納得せんことはないのです。ところが最初この法律を作つた衆参両院

の意見、或いは内閣の、政府の意見にもかかわらず、この法律はその辺はつきりしてありません。鉱業権者が本来やるべきものを事業団が代つてやるのか、或いは国が全責任を負つてこの復旧工事をやるのか、この点はまだ議論が残つておりますが、この点がつつきりしてありません。そして法案を読まれたらわかりますけれども、予算の範囲内において補助することができ。或いは事業団が七十九條の復旧不適地について支払をするということになつておりますが、それも全責任を持つといふことにはなつておりません。通産省令、農林省令の定めるところにより……。だから問題は農林省令、通産省令が出て来て、それが全部肩代りするものかどうか、こういう保障ができれば、それは或いは今言われるような、国がこの法律によつて全部代るのだといふことが現に現れてゐるのじやないかといふことで私も安心します。農林省令、通産省令はまだ出て来ておらんわけですが、それが全部について予算の範囲内、例えば復旧をする限度にしても、實際問題として十四万云云といふ点も先ほどお聞きになつたとおもう。それから予算の関係について大蔵省なら大蔵省がどういふ工合に考えているかといふことはこの前もお聞きしておりました。そして今後予算の折衝と申しますか、獲得といつたようなものも今後進むわけですが、大きな数字をいいますと、例えば二百三十億のうちで実際に復旧するのは百六億程度だろうと思ひます。これは経済的な効用回復の限度といふものを一応数字で表わしてゐる結果だと思ひます。なお

今後再準備が進められて行く、或いは電源開発にしても数千億を食うわけでありますが、そうするとこの復旧事業なら復旧事業に出される予算というものの限度があるということも実問題として考えなければならぬのじやないか。そうすると今後問題は復旧をしたところについても或いは復旧不適地についても問題が残る。その場合に全部それはこの法律で片附くのだという建前で法上の擬制、鉅害はなくなつたという擬制を作られるということに問題の起る可能性はこれは御否定になるわけにはいかんと思うのです。それに特別鉅害の場合或いは労災保険法のような規定以上に出るということについては、これは危険じやないか、実問題も併せて法案の規定の仕方についてお尋ねをするわけです。

○政府委員(西村健次郎君) 吉田委員から大変むずかしい、併し相当この法律の基本的な問題に触れる御質問のようでありました。私が御答弁するのは如何かと思ふ点もありますが、吉田委員御指摘の点は、或いは具体的問題になりますと、さつき清澤議員の御質問の点と関連して来る点があつたのであります。この法律で具体的に、その何と申しますか、締め括りを付けていないじやないか、取つて代わるのはよろしいけれども、代わるなら代わるようにこれこれのものだというふうになつていないじやないかというふうになつて、まあ大まかに言つて、そういう点を御指摘になつたと思ひます。これは成るほどこの法律のいろ／＼な規定の建前からしまして或いは納付金の額の問題、或いは通産省令、農林省令で定める算定基準のきめ方の問題、こうい

う点がこの法律に具体的に表れて現れておりませんので、今の御疑問が生ずると思ひますが、結局肩頭を申しましたように、先ほど申しましたように政府の意図としてはこの法律で、従来の被害者と加害者たる鉅業権者との間のいろ／＼なトラブル、それをできるだけ根本的な解決をこれに図つたというわけには参らないと思ひますけれども、よりよいほうに一歩近づけるというのがこの法律案であるということから出発いたしますれば、この法律が成立した際において、政府として今いろいろこの法律の最悪の條件のみを捉えて、おつしやるような事態にまでなるといふふうには御心配にならなくてもいいのじやないか、これは私は甚だこの点言い過ぎでございすけれども、まあ具体的にこの法律的にはつきりきめていないという点はおつしやる通りかと思ひます。まあこういう点だと思ひます。

○吉田法晴君 まあ西村さんはとにかくこの法律は完全なものだという前提に立つてその議論をせられておられるのです。で、臨時立法法という点、それから法の不備、不完全という点は、これは皆の質疑者が認めているところなんです。それからそれは質疑を通じて、この本間次官さへも認めておられる。そうするとこれは臨時立法法でありません。労働基準法なり労働者災害補償保険法というものは、そういう臨時立法でない法律でさへ、或いは労働保険なら労働保険というものを作つたときには、これは従来の或いは鉅夫労役扶助規則であるとか、或いは死亡者に対して四百分の一といったあれから比べて大きな進歩であつたと思ふの

です。労働基準法は自由党なり何なり、に言わせると、で過ぎているくらいだと、国際的水準以上だと言われれば法律である。而もその労働基準法上の責任を労災法で一応埋めると、恐らく今の完全か不完全かという意味から言へば、労働保険法のごときは、それは西村さんの言われるように完全な法律だと思ふのです。この法律についてこれだけ疑問と、それから不完備さが指摘されたのに比べると、遙かに完備した法律だと、その完備した法律でさえも二十條の二項です。「補償を受けべき者が、当該第三者より同一事由につき損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で災害補償の義務を免れる」と、ここにも限度において、という、価額の限度でということが書いてあります。

で、御承知のように立法上の関係、或いは労働基準法上の関係、それから労働保険法上の関係という、これは三つありますが、はつきり二十條……これはほかにまだあつたかと思ふのですが、一応今さつと見たところでは私の言います趣旨は、まあ二十條二項に現れておる。それをこの法律が完全であるという前提の上に立つて、完全に肩代りするのだというところはちよつと無理じやないかと思ふのですが、どうですか。

上げたのです。この法律が然らば肩代り……立法論になりますけれども、そういう点についてはよく詰めていないじやないか法律的に、ということをや、よく御指摘になつたようであります。その点は先ほど申しましたような二千百乃至五千倍のところできめるといふその倍数がどうであるか、或いはその算定基準がどんなものであるかというところへ、実質的な問題はそこに出て来る。私の申上げたのは、すつかり肩代りするというのを申上げたのであります。肩代りするには、これはまあ吉田さんの御議論としてはこれじや危かしくしてしようがないじやないか、例えば必然的な予算の裏付もないという御議論は私としてはよくわかるのです。それは立法論の範囲に属すべきことであらうまして、私は決してこの法律が完全であるということ、恒久的にこういう方向で行くべきであるということとはちつと申上げていないのであります。やはり鉅業法上の鉅害賠償金というものは、相当大きな根本的な問題を含んでおまして、鉅業法制定の際にあれほどの議論といきさつがありまして経緯から、これはまあ何と申しますか、中間的な一つのステップであるといふふうに見てよろしいのじやないか、こういうことは言えると思ひます。

○吉田法晴君 法律が完全なものであるかどうかということ、完全に肩代りするかどうかという問題は、論理的には一応それは切り離すことが出来ます。併し実際問題としては関連している。二千倍乃至五千倍、それ以上は国が補助する、そうしてそれで完全に復旧できるならそれは完全に肩代りすることでもできるでしょう。それからなお復旧してもあと完全に使用できておつたものが、使用できるのであるということにならないから、その間の、完全に復旧するまでの損害を一時金を出そう、それも農林省令、それから通産省令ということになるが、それで完全に埋めるならば……まあ埋めるという前提に立つておられることができません、それは完全に肩代りすることができましよう、ところが予算上の問題からしても完全に肩代りできないじやないか、或いはポンプ・アップの例も先ほど出ましたけれども、そのポンプ・アップという例をとつてみたとしても、完全に或いは効用も復旧しない。今後もそういうことは考えられる。それから通産省令、農林省令も出ておらん。そうすると実問題としてそこに問題が残る。或いは補償が残る。鉅害なら鉅害という事実が残るということ、これは御否定にはならんと思ふのです。残り得るということは、残つた場合にもそれは鉅害がないものとみなすという規定がしてある。規定がしてあることは間違いない。その規定がしてあるという事実関係を否定するといふことは、そういう将来を予想する場合にできるかどうか、ほかの法令から考へてみてそれは行き過ぎではないかと、こういうことを申上げておるわけなんです。

○政府委員(西村健次郎君) まあ今の御指摘の点は、結局先から何遍も申し上げます結局この法律による復旧工事なり、或いはその差額の支払金というものはどんなものであるかという問題になると思ふのです。今のお話で、鉅害は残るじやないかというお話であり

責任という問題じやなくて、鉦害そのものの事実関係をも否定するような辯制の仕方をされた法律の規定の仕方が

なくなつたものとみなす、賠償責任でなく、事実関係なら事実関係を否定するような規定の仕方があつたとしたな

だ、併しながらその怪我したのだという事実はこう／＼こういう場合にはそれはなくなるものとみなすという規定

と、こう思つております。吉田さんのお話だとこれでは十分行かないから、恐らくこの限度においてとあとへ棒を引

失蹤の場合にはその物理的な生死にわ
かりませんけれども、その場所にお
けるその社会關係が何年かなくなつて

いることは事実なんです。そこでこれは物理的に生きておる。そこで社会関係ができておりました。そこで法律関係ができておりました。ところがその住所におつた物理的な存在が何年かなくなつてゐる。従つて、そこに社会関係がなくなつてゐる。従つて、社会的な人間としての、人間の存在の関係を否定したということであつて、ちよつとこの場合の私は例にはならんかと思ふ。

○政府委員(西村健次郎君) まあ失脚の例を咄嗟の場合に引いたものですから、或いは御納得行かないかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、これは鉱業法上の鉱害というものが原状回復なんかと併せて考えますと、五尺陥没したところは五尺鉱害がある。従つて、それは簡単に申上げれば、三尺では鉱業法上の鉱害は回復しないじやないかという疑問も生じます。ところが三尺でも効用を回復すればよろしいと、これは実質的にその農地の効用が回復すれば、利用者なり或いは農地の所有者なり耕作者が満足すればいいわけなんです。従つてその場合には、三尺であつても、五尺であつても、満足の行ける効用回復ならば、或いは実質的な補償であれば、恐らくその点は十分納得し得られるのではないかと思つておられます。

○委員長(竹中七郎君) ちよつと速記を止めて。
 (速記中止)
 ○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。
 ○吉田法曹君 そうしますと、問題は、実際の今の三尺、五尺という例がありました。効用が完全に回復さ

れるかどうか、それからあとの一時金にしても、完全に補償ができるかどうかという点なんです。次官が言われたような言葉の裏の意味、一時金なら一時金を全然支払ふんというところは、これは私も知つております。国が全責任を負うのだということであれば、法律関係としても余り問題にはなりません。その点はこの法律において、復旧についても、効用の回復についても、それから或いはあとの補償についても、国が全責任を負うのだ、こういう建前であるのかどうか、その点の一つはつきり伺つておきたいと思ふ。

○政府委員(中島征帆君) 結局その場合におきまして、補償金なり、一時打切賠償金を出すわけですが、その最後の尻がどうなるかということとその補償があるかどうかということになると思ひます。一応納付金というものは一定の政令で定めた率でできると、これは将来動く場合があるといつたとしても、そのきめられた納付金を復旧工事は取りまして、更に賠償金を支払うという場合におきまして、不足分を国費及び地方費の補助を仰ぐということになつております。結局その補助金が必要な程度得られるかどうかということに全部がかつておることだらうと思ひます。補助金を出すということ

は九十一條に明文がございまして、それが予算の全体の枠の関係から完全に我々の希望する通りに貰えるか貰えないかという点につきましては勿論御懸念があると思ひますけれども、併し少くとも我々としては、そういうふうな不始末なことはないような補助金は十分取らなければならぬ。それから又

仮に非常に悪い場合を想定いたしましたして、十カ年間に予定しております鉱害の復旧ができない、それも特に補助金の関係からできなかつたという場合におきましては、これは更に延ばすということもあり得ます。又十カ年に大体復旧工事は終つたけれども、補償金等を支払うだけの金がなかつたといううな、赤字が残るという場合がありますが、その場合には、何としても補助金以外には財源がありませんから、それを国から出して貰つて、究極においては事業団が円満に仕事を取り得るということができるようになければならぬ。又必らずそうなると思ひますので、一応法律上は不確定なような恰好になつておりますけれども、實際面をいたしましては、政府全体の力でこれが必ずできまうというのを申上げておきまうのではないかと思ひます。

○吉田法曹君 その点は大事だからもう一遍確めますが、効用の回復について、それからあとの七十五條或いは七十九條の補償と言ひますか、一時金について、農林省令或いは通産省令というところで国が全責任を持つと、こういう御確言を頂きますかどうか。
 ○政府委員(中島征帆君) そういうふうにはつきり引受けても差支えないと思ひます。

○吉田法曹君 まあやや喜ばされた形ですが、それでは實際問題として、この問題が残つた、或いは争いが残つたという場合には、どうされるつもりですか。一応今の精神と言ひますか、氣持はわかりますが、例えば鉱害賠償問題について争いがあつた場合には……、いや争いのないやうに地方鉱害賠償基

準協議会というものに諮問して云々と、こういう規定もございまして。今のところでは、法制局のほうでも、それから皆さんのほうでも、争いはないのだと、完全に効用は回復するのだ、或いは農林省令、通産省令による補償についても完全にやるのだと、こういう御決意であります。實際にはこれは残る危険性が多分にございまして。残つた場合にどうするか、これについて一つお伺ひしたいと思ふ。

○政府委員(中島征帆君) 争いがある場合と申しますのは、例えば支払うべき金額を協議会で定めた場合に、その金額が少い、或いは不適地という処分をした場合に、その処分に不服であるという場合があるわけでありまして、そういう処分が確定すれば、そのあとにおきましては全然もう何ともいたしかたないわけでありまして、そういう処分がありましてした場合におきまして、一定條件の下におきましては八十七條以下にありますが、異議申立の方法があるわけでありまして、これは「この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分」というように広く書いてございまして、金額の決定でありまして、或いは適地不適地ということの決定にいたしまして、或いは検査の結果というもののに對しては八十七條以下によつて異議の申立ができる。この異議の申立の結果が、どうなるか、そのあとなお且つ当事者としても不満が残るというところもこれはあり得まうけれども、その場合におきましては、もう確定的にきまつてしまひますので、あとは全然方法はないわけにございまして、それ

も、少くとも第二段のこういうふうな手段があるということだけは申上げさせていただきます。
 ○吉田法曹君 その辺に大分問題があるのですが、農林省令、通産省令というものの構想と申しますか、これは全文ができておらんことは勿論ですが、およその構想はこの委員会御発表になつたのですか、或いはなることができるのですか、その点を一つ。
 ○政府委員(中島征帆君) これは実は今まだ素案を双方で練つておるという程度でありまして、まだ十分両省で話合ひいたしてございせんし、とにかくこの法律が確定してから本格的にやろうというところになつておりますので、恐らくこの審議中に、仮に第一案といひましたも、お出しする程度まではどうも行かないのではないかと思ひます。

○吉田法曹君 農林省も来ておられますが、でさる農林省令で問題がないやうな、或いは農林省令で農民に對して全責任を持てるやうな農林省令、通産省令というものができるとはどうか、これを一つ。
 ○説明員(谷垣一君) これから協議するわけでありまして、確定的なことを申上げるわけに参りませんが、農林省といたしましては、最近殊に軍用地の接収問題等々の問題を経験いたしてあるわけでありまして、私どものもの考え方、いわゆる通常申しておられる完全補償の態勢をとつておられるわけでありまして、当然にこの七十八條に基きます問題に對しましては完全補償という態勢で話を進めて行く、こういうつもりであります。

○吉田法曹君 農林省として完全補償

ということで行きたい、御自信のほど
まあ大いに意を強くするわけでありま
す。これはこの法案についての危惧そ
の他を考えますと、これは当然或る程
度の標榜というものは、完全補償を期
しますというだけではこれは安心をし
ておらん事實はこれは御承知だろうと
思うのですが、法案自身について、農
林省として随分御意見があつた、或い
は御意見が残つておる、そうすると農
林省令、通産省令というもののについ
ても今はまあ御自信のほどをお示しに
なりましたけれども、なお私も残念な
がらこれは不安が残るわけでありま
す、問題がこういう法の建前でやりま
したあとで起りました場合に、三年間
の異議の申立ということこれは可能
であります。併しそのあとで問題が起
りました場合に、これはこの法律で行
けばもう何らの方法がない、あと国で
全責任を持つのであるかどうか、その
点がはつきりすればとにかくですが、
今の農林省令で完全補償を期するとい
う以外にありませんが、若し農林省令
等で完全補償ができる建前になつたと
して或いは実際問題として問題が残つ
た場合にどうするか、或いはそれに備
えて今の法律について、運用について
どういふことをすればよろしいか、或
いはどうするといふお考えがあれば一
つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 農林、通産
省令できめました内容が、運用は別と
いたしまして、内容そのものが不備で
ある場合には、勿論その実際の適用の
実績に鑑みて又修正することもできま
すし、又その適用に基づく結果に対し
まして、被害者等が不服のある場合
に、異議申立等によつて最終的にきま

るわけでありますが、併し如何なる手
続を以てきめまして、やはりそれぞ
れ利害関係者といふものの要求はど
うしても過大になり勝ちでありますの
で、この点もう十分満足だといふふう
に、完全な満足を表するような決定或
いは支払ひといふことはなか／＼むず
かしいかと思ひつております。結局そ
こにつきましてはそういう程度の不服
が残りましたも、少なくとも客観的に
みて、第三者的な見地から見ても妥
当であるという決定がなされてゐる限
りは、それでもう打切るといふ以外に
ないのであります、そのやり方その
もの、或いはその計算方法等につきま
して、不備な点がある場合は、これは
飽くまで修正もし、又予算が足りない
ために十分なことができない場合は、
これは予算を作るといふふうなことも
飽くまでやらなければなりませんけれ
ども、そういうことをい／＼考えま
しても、單に最終的にきまりましたこ
とにつきましては、單に不服があるとい
う場合には、これはもうそこで打切
つても差支えない、要するに客観的に
見て妥当な線できめられるといふこと
につきまして、これはやり方につきま
して、各省と十分協議してきめるべき
ことであります。きめればこれはもう
最終的に最も適当な方法だといふこと
を言わざるを得ないと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) ちよつと速記
をとめて。

(速記中止)

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて
下さい。

本日はこの程度で散会いたしまし
て、明日午前十時から開会するに御異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないも
のと認めて、ではこれで散会いたしま
す。

午後五時六分散会

昭和二十七年十月二十五日印刷

昭和二十七年十月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局